

令和7年第8回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月18日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和7年12月18日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長	及川 秀一郎
教育長	井内 聖
代表監査委員	小川 誠一

5 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長	田中 一省		
総務課			
総務担当課長	岡 康弘	情報担当課長	池田 恵司
政策推進課			
まちづくり担当課長	山口 崇	企画財政担当課長	木林 一雄
税務住民課			
税務戸籍担当課長	奥田 浩司	生活環境担当課長	佐々木 智紀
産業振興課			
産業振興担当課長	森池 和哉		
建設課			
土木公園担当課長	塩谷 慎嗣	施設担当課長	伊藤 富美雄
健康福祉課			
国保介護担当課長	阿部 充幸	健康福祉担当課長	小坂橋 憲仁
水道課			
水道担当課長	谷村 英俊	下水道担当課長	佐々木 貴之
住民サービス課 兼 商工観光課			
総合支所長	村上 純一		

6 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

社会教育担当次長 渡 邊 匡 人 学校教育担当次長 佐々木 英 生

7 職務のため出席した議会議務局職員

事務局長 石 塚 一 哉 主 幹 鈴木 慎 二

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	令和7年第6回安平町議会定例会認定第1号	令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第3	令和7年第6回安平町議会定例会認定第2号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第4	令和7年第6回安平町議会定例会認定第3号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第5	令和7年第6回安平町議会定例会認定第4号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第6	令和7年第6回安平町議会定例会認定第5号	令和6年度安平町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第7	令和7年第6回安平町議会定例会認定第6号	令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第8	発委第1号	安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第1号	安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第2号	安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第3号	胆振東部消防組合規約の変更について

日程第12	議案第4号	財産の交換について
日程第13	議案第5号	令和7年度安平町一般会計補正予算(第5号)について
日程第14	議案第6号	令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第15	議案第7号	令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第16	議案第8号	令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第17	議案第9号	令和7年度安平町水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第18	議案第10号	令和7年度安平町下水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第19	意見案第1号	最高裁判決に基づき生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める意見書(案)について
日程第20	意見案第2号	参議院の定数削減に関する意見書(案)について
日程第21		議員派遣の件について
日程第22		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第23		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第24		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 ～ 日程第 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
8番	箱崎英輔

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで昨日の内藤議員の一般質問で答弁した内容について産業振興担当課長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） おはようございます。昨日、内藤議員の一般質問にありました（2）当町の対策と現状を伺いますという質問の中で、令和4年度から令和7年までのアライグマの捕獲実績についてご答弁しましたが、令和5年度と6年度分に誤りがありましたので修正させていただきたいと思っております。令和5年度516頭が1176頭、令和6年度687頭が842頭です。大変申し訳ありませんでした。

○議長（多田政拓君） 内藤議員、よろしいですか。

○9番（内藤圭子君） はい。

○議長（多田政拓君） それでは会議を始めます。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き通告順に発言を許可します。

7番、三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.6 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 三浦です。よろしくお願いします。私はまず1点目、男女平等についてを取り上げさせていただきます。1項目目、第3次安平町男女共同参画基本計画策定に際して実施したパブリックコメントに寄せられた意見の内容と、どのようにこちらを計画に反映させたのか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

- まちづくり担当課長（山口崇君） パブリックコメントに寄せられた1名5件の意見内容とその対応状況については、第3次安平町男女共同参画基本計画案に対する意見募集の結果についてという形で現在も安平町ホームページに掲載していますので、その内容について簡潔にご説明します。

まず、意見に対する対応状況については5件の意見のうち4件の内容を計画案に意見を反映するものまたはすでに反映しているものという分類に整理し、残り1件を今後の検討の参考とするものという分類を用いて整理しています。そこで、このいただいた意見を計画案に反映した一つのケースを具体的に申し上げますと、役場職員に占める女性職員の割合という指標の項目があるのですが、この指標における目標値を現状値以上として記載していたところ、この表現では不十分ではないかという意見を受けまして、この目標値を現状値より2.2%増となる18.9%という具体的な数値にする形で計画への反映を行っています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 1点伺いたいのですが、パブリックコメントの公表と対応状況について確認させていただいたところ、只今ご答弁いただきました役場職員に占める女性の割合の数値目標設定を具体化したということだったのですが、こちら数値設定の根拠について伺いたいのですが、計画を踏まえて目標数の148名と令和4年度の実際の人数138人の、その差の半分を定めたと書いてあったのですが、令和4年と基準を定めたのはなぜかというのと、あとは職員の全体の半分を女性職員と近づけるための目標か、この2点について伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

- まちづくり担当課長（山口崇君） 令和4年度を現状値に設定したところですが、今回の計画が令和6年から令和15年という計画でして、令和5年度が作

業の年ですので、その実績ベースを押さえると令和4年度の数字を用いたとなっております。

また、目標値の設定については、その上で現状値が当時職員数が138名のところ女性職員が23名だったことの16.7%という現状値の設定でした。

目標値の設定根拠としては、第4次定員管理計画を町で持っているのですが、その職員数に対して女性職員、現状値が23名のところを目標値は28名、5名増える試算を置きまして、そうした目標設定値で18.9%を算出根拠としています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。では今のご答弁も踏まえて次の項目に移りたいと思います。

令和6年3月定例議会の一般質問での答弁で示されました男女共同参画における3つの課題について、こちらの課題解決に向けて具体的にどのような内容で進めているのか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） ご質問のありました令和6年3月定例議会の一般質問の際にご答弁した3つの大きな課題とは、当時策定作業中だった第3次安平町男女共同参画基本計画の策定方針で掲げていた次の3つの課題について答弁したところとなっております。課題1つ目、男女が認め合う多様性の尊重。課題2つ目、女性が活躍できる環境作り。課題3つ目、社会情勢等の環境変化への対応。これら3つの課題が安平町民のみならず国民全体の意識醸成を必要とするものであり、こうした大きな視点での課題認識を示しながら第3次男女共同参画基本計画の策定作業を進めている現状について答弁させていただいたものとなっております。

そこで、こうした大きな課題を踏まえて策定された第3次男女共同参画基本計画では、具体的にどのような取り組み内容を掲げているかという点についてご説明します。第3次基本計画には新たに追加された主な取り組み内容として、1つ目にはパートナーシップ制度に関する調査研究、2つ目に女性が働きやすい職場をPRした採用活動の実施、3つ目に安平町役場の特定事業主行動計画の実施状況の公表などといった新しい内容を追加し、安平町総合計画との整合性を図りながら各種取り組みを進めているところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 新しい取り組みに関してもご答弁いただいたのですが、1点、令和7年度当初予算において男女共同参画推進事業が例年と同額の予算付け1万2000円だったんですが、予算化しなくても事業を新たなものも含め前に進めるために事業展開ができたのかどうか、その点について伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） この点については後ほどのご答弁でも重なるところが出てきてしまうかもしれませんが、先ほど申し上げたとおりこの男女共同参画については安平町民のみならず国民全体の意識醸成が必要ということとして、この間予算化して取り組んでいる内容としてはパネル展示を行っています。本年度実施した取り組みとしては男女共同参画の意識啓発を図る目的で早来学園のまなびおのスペースを利用し、LGBTQといった性の多様性のことやパートナーシップ制度に関するパネル展を6月30日から8月1日までの約1か月間実施するなどを行っています。現在こうしたパネル展にかかる経費を中心に予算化をして取り組みを行っている状況となっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） パネル展に関しては毎年確か1万2000円、運搬費として計上されていると思うのですが、その内容を今回の計画に新たに入れたものに位置づけをして内容を変えたということによろしいですか。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） そのように認識して今回はLGBTQのパネル展を実施した目的になっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そのパネル展を実施したことによって町民や子どもたちから何か声が寄せられたことがありましたか。伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 皆様もご承知のとおり、今まなびおは多くの方、お年寄りからお子様まで使っている場所になっています。そこに約1か月展示した状況ですが、その内容について具体的に問い合わせがあったということは把握していない状況です。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では今後、またたくさんの方の目に触れていただけるように設置場所やPR方法などを考えていただけたらと思います。その点よろしくをお願いします。

次ですが、役場職員の働き方について、時差出勤・早出・遅出の導入に寄りましてより働きやすい環境になったか、この点についてどのように検証しているか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 現在、町職員が実施しています時差出勤制度についてですが、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分の勤務を基本勤務としつつ、労働時間は変えることなく前後1時間の時差により出退勤できるものでして、昨年令和6年6月より試験的に導入しているものです。

目的としては職員のワークライフバランスの推進を図ることを主としつつ、合わせて他の自治体では制度導入によって超過勤務が抑制されたという事例もありましたため、その検証も含めて実施しています。課・局ごとに業務の実情が異なりますことから全課で強制実施するのではなく、試行への参加は各課・局の判断とし、かつ時差出勤を行うかどうかはそれぞれの職員の希望とする手上げ方式で実施しています。

実施の効果の検証ですが、導入から半年が経過した段階で制度に関する職員アンケートを行っています。時差出勤制度を利用する職員からは特に育児と介護に直面する職員を中心に自身のライフスタイルに合わせた仕事ができるなど制度に肯定的な意見が多数寄せられている一方で、窓口業務を有する職員や少人数体制の課では始業時・就業時に職員が手薄となること、シフトの固定化により職員間の関係を悪化させる危惧などから管理職側で導入に踏み切れない部署があることも浮き彫りとなっています。管理職側からは職員

マネジメントの煩雑さのほか全職員が等しく制度を利用できない不公平さの改善を求める指摘などもあり、本格導入に向けては町民の役場利用の実態も踏まえて開庁時間の在り方なども、より具体的な検討が必要と認識しています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ご答弁いただきましたとおり、今後試験的な導入により見えてきたメリットと課題などを踏まえて今後具体的に検討が進められていくとは思いますが、時差出勤の制度の試験的な導入によって他の自治体のように超過勤務の抑制につながったかどうか、こちらも検証しているか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 実際にこの時差出勤制度が時間外勤務に直接起因して減少しているところまでは、実はそこまでは実際に把握できないのですが、実際の令和5年度の時間外勤務は全体で1万1553時間でしたが、令和6年度が1万817時間と減少しています。そして特に今年度ですが、まだ最終までは行かないのですがこの今まで過去1万時間を超えていたのですが10%は概ねマイナスで推移するだろうと踏まえすと1万時間を割った9800時間程度の時間外に抑制できるのではないかと考えています。繰り返しになるのですが、時差出勤が直接起因しているかものかどうかは、因果関係はわかっていません。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分ノー残業デーとかも実施されているみたいなので、そういう部分もあっていろいろな複合的な理由で抑制されてきているのかなと思うのですが。職員の皆さんも町民の皆さんの利便性やいろいろな健康を守るために働いてくださっていると思いますので、ぜひこれからもこういう検証をしっかりといただいて、職員の皆さんの健康を守りつつ町民の利便性も後退しないようにいろいろ考えてやっていただけたらと思います。

次に移ります。役場職員の育児休業の取得について、現状と課題を伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 育児休業に関して、まず女性の取得率ですが従来の議会での質疑の中でもご答弁させていただいておりますとおり、安平町となった平成18年度以降、女性は取得率100%となっています。一方、男性職員ですが令和3年度に初めて1名が短時間で取得して以降しばらく取得はありませんでしたが、昨年度令和6年度に1名、今年度については12月の時点で2名が取得するなど徐々に男性の育児休業の取得率が増えている状況です。

次に課題ですが、育児休業取得後については給料に代わりまして育児休業手当給付金というものが支給されるのですが、この給付期間・額など金銭的な問題で職場復帰を決断せざるを得ない状況が男女とも共通課題となっています。また、過去に行った男性へのアンケートの結果では、未だ長時間にわたり男性が育児休業を取得するという文化が根付いていないこと、あと担当する業務の進捗が気になり長期の取得を躊躇する声も浮き彫りになっているのが現状です。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1点確認させていただきたいのですが、育児給付金が、休業手当給付金が支給されるその期間がどれぐらいなのかと、金銭的な問題というご答弁もあったのですが、どれぐらい額が落ちてしまうのか。その点についてお答えできる範囲でお願いします。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 育児休業の給付金ですが、基本的に1年間は給付金が出る制度ですが、最初の半年間までは8割程度です。それ以降、半年からは5割に減額になるということにして、なかなか家計の長を担っている方が1年間取得するということが難しい課題になっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） その差をどうするか。責任感強い皆さんなので気になるのですよね、仕事の進捗も気になると思いますし、経済的な子どもたちも養わなければいけない感じで気になると思うのですが。ご答弁いただいた課

題解決のために、具体的に例えばどのような解決策が考えられるか。男性の育児の進出も進んできていると思いますし、その点について考えられる対策または実施されている対策があるか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 育児休業に関わらず現在、特別休暇というもので、奥様が出産された場合に男性でも取得できる休暇という制度が、私が子育てをしていた時代に比べて現代の男性職員は本当に上手に取得ができるようになってきているし、制度自体も国そのもので国家公務員の制度自体が拡大されているものに合わせて地方公務員も拡大していますので、昔に比べればそういった部分では非常に育児に対する男性の進出が拡大しているのは実感しています。なかなか安平町独自で制度を拡充することは難しいところもありまして、国の方では積極的な育児と介護の両立を進めているところですので、その拡大を、能動的ではないかもしれませんが待つ状況ですし、職場の文化としても男性が育児休業とか休暇を取得するという文化が徐々に根付いていっているのかなと実感しているところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば独自での拡充は難しいということでしたが、業務の進捗が気になる職員に関しては、例えば今安平町も一生懸命やっているDXの関係でリモートとかで業務の進捗を確認したりとかしながら育児休業取得するということが可能なのかどうか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 職員の方からは随時アンケート調査で、こういう部分を改善してほしいという部分をいただきつつ労務改善を進めているところでして。今議員からもご指摘があったリモートでの子育て世代を育児とか介護の方を中心にリモート勤務できる体制も今検討しているところです。なかなか一気にやることができなくて大変申し訳ないですが、いろいろな事例、他の自治体の導入例も踏まえて労務改善を進めているところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） その労務改善は進めていただけるように、よろしくお願い致します。

次に移ります。5つ目、女性活躍推進法に基づく取り組みについて安平町次世代育成支援対策、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が令和7年度で終わりを向かえようとしています、実施状況をどのように行政として検証しているか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 安平町特定事業主行動計画における女性活躍推進に向けた取り組みについては、同計画の第4章では令和7年度までに採用職員に占める女性職員の割合を40%以上、管理職に占める女性職員の割合を9.5%以上とする数値目標を掲げ、これに向けた諸施策を進めてまいりましたが、その結果、双方の目標をそれぞれ達成している状況にありまして、これらを含む当町の特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況については本年7月にホームページで公表をさせていただいているところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 確かにこちらの数値に関しては採用した職員に占める割合は令和6年度66.7%で、管理職に占める女性の割合は10.6%と目標達成しているとは思いますが、目標に関わらずもっと引き上げていくとか、女性の活躍を進めていくのは政府も力を入れているところだと思うのですが。その反面、単純に女性職員の割合が増えると女性が活躍できる環境になる、イコールになるとは言い難いと思うのですが、今後その目標値設定も含めてどのように展開していくか、今のお考えがあればご答弁お願いします。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） まず採用職員というか、定義が難しいのですが。安平町を受けたいという方が採用試験を受けたいという方のなかに、昔は女性がそれほど多くなかったところが一つあって。要は女性にとって安平町という役場がそんなに魅力的じゃないのかなと思うところでしたが、ここ最近、例えば令和5年でいくと採用者が4名だったのですが女性職員2名とか、令和6年は6人中4人が女性とか、7年度も5人中2人が女性ということで

過去3年を拾いますと15人採用している中8人の女性職員が採用になっていて。ただ保健師で採用しているところもあるので簡単に評価できないのですが、それでも私どもが職場に応募させていただいた時代よりも女性職員が増えてきているのかなと。これは委託させていただいているさまざまなプロモーション事業の中に子育てで頑張る姿をポスターの中に入れてたり、動画でもインタビューを行っているといった効果が出ているのかなと思っています。

管理職の登用については先ほど申し上げたとおり、そもそも我々の年代のボリュームゾーンに女性職員が少ないというところもあって、これは一朝一夕にこの数字が爆上がりするものではないところをご理解いただいて。今後の女性職員が増えた段階での登用につなげていきたいと思っています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 次に質問にもつながるご答弁もあったかと思うのですが。年代ももうちょっと上がってくれば女性の割合も増えてくるかなといったご答弁だったと思うのですが。まずその関連で次、伺います。

女性が管理職になり働きやすい環境づくりについて、こちら具体的にどのような行っているか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 本年4月1日現在になりますが、当町47名の管理職のうち女性の管理職5名でして、ご質問の際にもありましたが割合は10.6%となっています。令和3年度の8.7%に比べますと数字的に割合が増大していますが、今後も女性の管理職登用にあって適時適切な対象となる職員の研修を行うとともに、女性に限らず職員の福利厚生とか親睦機会の充実など職員親睦会や組合組織なども連携して働きやすい職場環境を目指してまいりたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばですが、自分のワークバランスなどで管理職になったり課長職になったら難しいですみたいな、そういう方がいらっしゃるかどうか。女性職員、当該職員の方々にこういう内容のこともお聞きしたりして、管理職になって活躍できる環境づくりに努めているかどうか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 管理職の登用は、我々のような小さい町において基本的に首長、理事者が人事で判断をされるものですので、その方がちょっと無理だというお話があるかどうかは正直総務担当課長としては存じ上げていないのですが、雰囲気的に管理職って辛そうだよねっていうのは世の中の風潮としてあるようでして、他の自治体のお話を聞く限り、これは女性に限らず若い方が偉くなるというのは何をもって偉いのか別として、高い地位を求めない風潮が非常に高まっているのは一般的な風潮というふうに認識しています。それが責任を果たしたくないということなのか、それとも我々の働き方がどうもコスパが悪いのか存じ上げないのですが、DXなども活用して皆が自分の生活も重視しながら働いていける職場を目指していきたいと考えています。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、総務担当課長から直接管理職に登用する前段でのやりとりは私の方でやらせていただいていることでの答弁もありましたのでお答えさせていただきます。当然それぞれのご家庭の状況もありますし、現在採用してきている職員と年代層も違うこともありますので一概に例えば20年・30年前の時代であれば課長補佐級から管理職扱いになるのですが、ほぼ打診した時点で断りをする職員は全く居ないとは言いませんが、ほとんどいなかったと思いますが、現在においては課長職ではなく課長補佐職同等の管理職の際も即答はできなく、時間をかけて考えたり家族と相談するという職員も出てきていますので。これは男性・女性問わずですから。そういった意味合いにおいて先ほど三浦議員がおっしゃったライフワークバランスだったり、時代の移り変わりによっての価値観だったり、そういったところも当然影響していると思いますし、そこら辺については、まだ実例でいくとまだまだ女性の管理職の割合が少ないわけですが。こういった今、活躍している女性管理職の方たちの姿を見ながらこの後続いていく職員が少しでも割合が増えていけばいいなということを職場環境の改善という観点からも後押ししていきたいと思っています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） いろいろ個人的なご事情もたくさんあり、即答できない時代背景もあるのかなと思うのですが。課長職とかになって偉いというよりは責任が重くなるのですが、頑張ることによってたくさん成果が得られるという達成感もあると思いますので、ぜひ打診した際には前向きに検討できるような働き方を構築していただけたらと思うのですが。これによって男女関係なく自分の能力をしっかりと発揮して、生き生きと働いて、より良いまちづくりをして安平町民も幸せになれる、そんな環境づくりを進めていただけたらと思っています。

次に移ります。7つ目、生理用品の学校や公共施設のトイレへの備え付けについて。令和7年1月から両役場庁舎の女子トイレへ若手組合からの声をきっかけに生理用品が設置されたとお聞きしましたが、この設置について検証内容と今後の方向性について伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 総務課では急な生理等で必要となる場合がある女性職員への対応に関し、職場への生理用品の配置要望が職員組合からありましたことを受けまして、労働安全衛生法の規定に基づき設置を行っています。総括安全衛生委員会の事業として本年1月から総合庁舎・総合支所の両庁舎の5か所に女性用のナプキンを配置しているものです。過去の会議質疑なども踏まえて一般の来庁者にもご利用いただけるよう対応しています。

配置の目的が女性の急な整理等への対応としていますので極端な利用数や頻繁な補充は想定していませんでしたが短期間に想定を超えた過剰持ち帰りを疑う利用も確認していきまして、モラル違反に伴う管理コスト増の懸念に今後どのように対応していくかなど、今後に向けて慎重な検討が必要だと認識しています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 生理用品が設置されたことによりまして助かっている女性も少なからずいると感じているのですが、その反面今ご答弁いただいたとおり過剰な持ち帰りが疑われるケースがあったことは残念に思います。

例えばすでに設置済みの自治体のお手洗いに行った時に拝見するのですが、例えばですが困っている方のために配置しているので過剰な持ち帰りはお控えくださいと、その方の道徳に訴える表示があったり、単純にお店とかでは結構あるのですが、札とか置いて必要な人は受付に持ってきてくださいという感じで工夫している事例もあったので、そういうものを検討に入れる

といいかなど。申し出るのは微妙な時もあるのですが、そういう事例もあったので検討に入れていただけたらと思うのと。

経費に関しては試験的に女性活躍推進交付金、こちら終了の時期が明示されていないので使えるんだと思うのですが、その活用を実施してはどうかと思うのですが。政府も生理の変更に関しては力を入れている状況なののご存知かと思うのですが、そちらの点については検討の余地があるかどうか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 今お話がありました丁寧な表示とか私前職が道の駅に居たものですから、いかなる表示をしても持ち帰られるものは持ち帰られる、そんなモラルとの戦いでしたので、もう少し様子を見させていただければと思っています。

役場の配置で浮き彫りとなった過剰な持ち帰りとかモラルの違反といったものを踏まえて、財源も含めて現在は総括安全衛生委員会という役場組織の健康を守るための事業費の中で実施をしまして。総合庁舎4か所、総合支所1か所で約1年間4000円程度の出費でしたので、交付金を使うほどのところではないにせよ、今後データをもう少し蓄積させていただいて本当に町内のいかなる公共施設にもそういったものを入れていくべきなのかどうかを役場全体で協議した上での検討になろうかと思っておりますので、もう少し様子を見させていただければと思います。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 交付金を使うほどではなかったということなのですが、一応検討に入れてもらって、置いてもらって実証的にやってもらっていることはありがたいのですが。ここで一応こういう厚労省のデータがあったということをご紹介させていただけたらと思うんですが。外出や仕事で皆さんご存知のとおり支障をきたす事例が公表されています。あとは入手困難の理由は経済的な理由があったりとか、買いに自分で行くのが恥ずかしいとか、お子さんとかいらっしゃりとか、結構物価高騰で上がっているのもありますけど生理用品って昔から高いのですが、そういう理由があったりとかするので。公共施設にも置いてあって使えたら助かると思うのですがモラルの関係等いろいろあると思うので、そこは検証してしばらく進めていただけたらと思うのですが。

ただ、公共施設に取り入れることが、もし検討してできることになったと

したら、生理の貧困とか困った時以外の効果があるということが男女共同参画局の公表によって明らかになったので、こちらもご紹介させていただいて参考にしていただけたらと思うのですが。まず1つ目が学校での個別支援につながったということで、養護教諭の方が母親が居ない家庭の児童生徒や支援が必要な児童に個別に声掛けを行って支援につなげたとか、生理の関係で父親に相談しづらい部分もあったり、保健室を通じて保健室には多分安平町置いていていると思うのですが、そういう部分もあったり。あとは女性特有の健康についての相談、ワクチンの相談にも広告を入れることによってつながったとか。コミュニケーションの場の提供で、生理用品を届けるという直接的な支援だけでなく配置する場が当事者同士のコミュニケーションの場になったと。現在支援が必要な方にとっても生理の貧困の問題を知って、そういう問題があることを知るきっかけになったこととか。若い方に対してはフードバンクと連携して生活困窮の事例に至ったとか。まだ他にもあるのですが、例えば生理用品に同封された情報、相談窓口の情報を通じて生活困窮世帯が生活保護の申請につながったとか、いろいろな支援の方法もあると思うので支援的な側面も加味させていただいて今後実証し検討に進んでいただけたらと思いますが、その点についても検討に入れる余地があるかどうか伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 繰り返しのご答弁になりますが、まず我々が今総務課で対応しているのは急な生理に対応するための緊急な配置ということです。今、議員がご指摘いただいた部分も含め現在配置している役場庁舎でのデータの蓄積を行った上でニーズそれから必要経費を考慮して他町の公共施設の配置を拡大できるか、配置するならどのような施設に配置するのか、そういったものを今回ご質問いただいた内容も含めて検討していきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、前向きにご検討よろしく申し上げます。

2件目に移ります。ジェンダー平等についてということで1つ目。ジェンダー平等、ジェンダー差別根絶の取り組みとして町民向け講座開催について検討結果と今後の方向性について伺います。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 私の方からお答えします。ジェンダー平等を実現しようとして、SDGs 17目標の5番目にありますが、男女平等を実現しすべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げようとしています。安平町では男女共同参画・DV対策・女性活躍推進法を一体にした計画として令和6年9月に改定した第3次男女共同参画基本計画、基本的方向③人権尊重の意識づくりにこれらLGBTQ等への理解を含め、あらゆる性を尊重しあうまちづくりを推進することが必要ですと記載されています。先ほど山口課長の答弁にもいろいろありましたが、パネル展示を実施していますが、令和6年3月議会の三浦議員のジェンダーに対するパートナーシップ制度の対応や、取り扱いについて各課において当町においては相談件数を調べましたが該当事案が無いという形で町民向け講座の開催については実施には至りませんでした。これらはこれからの取り組みとしてSNSの活用も視野に入れジェンダー平等・ジェンダー差別根絶の取り組みに引き続き進めていきたいと考えているところです。同じくジェンダー平等の視点に立った社会制度、慣行の見直しや意識改革を促進するため、性による差別やジェンダーバイアス、社会的な性差に対する固定概念や偏見、これらに基づく言動、いわゆるジェンダーハラスメントを根絶することも引き続きSNSの活用を視野に入れ進めていきたいと考えているところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 当事者の方々が社会で生きやすくなるためには、たくさんの人々の正しい理解が必要不可欠だと私は思うのですが。例えば当事者の方々は、なかなか自分から私が当事者ですなんてカミングアウトすることも難しいし、できなかつたり。親とか家族にすら言えない方もいらっしゃるのが現状で。あとは自分が当事者ということがわからないで悩んでいるケースがお子さんとかに多いと思うのですが、そういうケースもあることから相談が無いからと言って居ないということではないことはわかってらっしゃると思うのですが、そういうことを頭に入れていただいてより多くの町民に知っていただくためにパネル展もやって努めていただいているのですが。SNSの活用はぜひ有効だと思うのでやっていただきたいと思うのですが、SNSとかできない方々にとって特に町民向け講座の開催は有効かと思うのですが、そのように前向きに今後検討いただきたいと思うのですが、その点について伺います。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今の部分は男女共同とはまた別に、ジェンダーの視点から行くと生物的な性別とは違い、社会や文化によって作られた男らしさ、女らしさといった役割・態度・期待・行動のことです。三浦議員の只今言いましたとおり町民講座の他にSNS等の周知を含めていくと。それと地域ミーティングの中にも児童虐待とかいろんなお知らせ、周知があります。そういうところには必ず保健師が対応しながら訪問活動を行っている。

全体的に見てジェンダーだからということの観点ではなく、先ほど言いました第3次男女共同参画の基本計画の中にあるDV対策等もありますので、これらを含めて周知活動等取り組むことを考えていきます。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、このジェンダーに対する差別根絶のための講座開催は前向きに検討を進めて、いずれ実施ができるという認識でよろしいですか。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 社会情勢的にそのような段階になれば検討を進めていきたい、取り組んでいきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） もう結構そういう情勢になってきていて。レインボープライドとか、そういうことも札幌でも行われていますし、ぜひ性的指向によって苦しむ人が長いこと安平町で苦しむことがないように、できる限り取り組んでいただけたらなと私そのように思いますので、ぜひ前向きにご検討いただけますようお願いいたします。

あともう一つ、昨年も質問しましたがけれども、さっき言ったのですが子どもたちの中にも多分当事者がいらっしゃる子どもさんもおられるということを考えて、学校の授業に取り入れることはできないかを伺ったのですが、その点について現在のお考えを伺います。

〔井内教育長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 学校現場を含めて子どもの状況なのですが、まずは今学校には制服があるのですが、以前だと制服は例えば男性であればズボンタイプのもの、女性であればスカートと固定されていましたが、今現在はそういったものに関してもかなり柔軟に、本人の意志を尊重して制服を選ぶことができるというものが入っています。

また、ジェンダーに関わってですが、これは子どもの権利にも関わる場所ですので、C F C I の推進と合わせて学校の中では通常の授業または道徳の時間もしくは特別活動を活用しながら子どもたちの方には伝えていきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 学校の中ではちょっとしたことがきっかけでいじめにつながることもありますので、ぜひ子どもたちには特に正しい知識と理解を得られるようにしっかり授業に取り入れていただけたらと思いますので今後期待します。

最後ですがパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について、現在の進捗を伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） パートナーシップ制度については先ほどの答弁でも述べさせていただいたのですが、第3次安平町男女共同参画基本計画の中でパートナーシップ制度に関する調査研究という形で新たに追加してきたところです。近隣では令和5年1月に苫小牧市がパートナーシップ宣誓制度を導入してしまして、その苫小牧市がL G B T理解促進事業として令和6年9月15日に開催したはるな愛さん講演会「自分らしく生きる」には安平町から職員2名の参加など、また先ほど申し上げました早来学園まなびおのスペースでL G B T Qのパネル展を実施する形で取り組みを進めているところです。こうした先進自治体の取り組みに学ぶ調査研究や、パネル展による意識啓発等を用いながら意識醸成を少しずつ取り組みたいと考えているところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 研修として講演会に派遣された2名の職員の方からはどのような感想や意見が述べられたかどうか。その点についてまず一点伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 復命書という形で上がってきていまして、その内容については当町においてそうした講演会が実施可能かどうかの観点で検討する前提として出張にも行っていますが、現在こうしたものは安平町のみならず国民全体の意識醸成も大事な視点であることから、大きな視点を持って現在調査研究を進めている状況になっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 派遣された職員の方はどのように言っているかということ聞き取り、せっかく派遣して学んで来られたということで、どのような学びを得てどういう感想を得られたかなどをお伺いしているかどうかを聞きたかったのですが。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 復命書の中で感想と感じたことが書かれている状況になっていまして。その内容については6年に行っていた内容なので私の中でこの部分、しっかり認識できていない状況になっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。今ご答弁いただいたとおり先進事例から学びながら調査研究を進めてらっしゃると思うのですが。パートナーシップ制度の導入に関して、いつまでに実施したいなどのスケジュール的な計画が今の時点の青写真でおおまかでもあるのかどうか。

あとはそれに伴ってファミリーシップ制度の導入に関してのご答弁が聞けなかったのですが、制度の導入に関してもどのように考えているか、この2点伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） パートナーシップ制度については今回の第3次男女共同参画基本計画の中で新たに追加された項目となっています。その上で現状、検討して考察・分析している状況について認識状況をお伝えすると、パートナーシップ制度の特徴としてはLGBTQなど性的少数者のカップルを公的に認める制度であることから、当事者の安心感や自治体の人権姿勢の明示、こうした姿勢に共感を持つ方への移住定住促進につながる効果があると考えています。

また、婚姻とは異なり法的効果は限定的であるものの行政・医療・福祉・民間サービスでは家族として扱うため重要な実務ツール、行政ツールとしての効果が期待できると思っています。

基本的には自治体単位での制度運用のため利用者が他市町村へ転出すると転出先での取り扱いがまた別途必要になり、要件も違うなどといった不都合が生じやすいといった特徴も明らかになっていると認識しています。

また、私たち安平町のような小規模自治体の主な課題として当事者は可視化されにくく、潜在ニーズの把握も難しいというに安平町のような小規模自治体だと利用対象者は少ない見込みにあり、そこに投下する業務量との必要人員のバランス確保が現実的に難しさを抱えている。また限られた人員で条例等の制度設計や運用フローづくりといったノウハウ不足が懸念される、また地域の価値観を踏まえた住民理解の形成が必要であり、小規模自治体ほど住民同士の距離が近く、顔の見える社会ゆえにプライバシーの保護が難しいといったパートナーシップ制度の特徴と安平町のような小規模自治体が抱える課題等がありまして、また更に現状を考えるとすでに札幌市や旭川市・苫小牧市などの大都市で制度が導入され道民の7割がカバーされている現状だと言われています。こうした現状を考えると広域自治体である北海道が道民共通の条例を整備するなどの形が一つ合理的であり理想的であろうと考えています。そうは言いつつも北海道の姿勢等を鑑みた現実的な視点、効果発現の観点から考えますと、安平町のような小規模自治体で制度を導入するにあたっては少なくとも広域連携の形が必要であり、先進自治体である苫小牧市を中心とした広域を範囲とした連携を考えながら、こうした考えを基本に引き続き調査研究を進めていく必要があると考えているところです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 広域間連携の必要性があると、業務量が多いからとい

うご答弁いただいたのですが、例えば自治体間連携を行うことによって苦小牧市から引っ越してきたそういうカップルの方や例えばファミリーシップを結んでらっしゃる方も、うちもそういう制度があれば引っ越してきたらその場で認められるということもありますので、その点苦小牧市など全道7自治体ですかね今、そういうのを入れているところはあるので、そこら辺含めいろいろ協議していただいて。そうしたらパートナーシップ制度あるし認められるし田舎で暮らしたいという方が、もしいらっしゃったら安平町に来てくれるかもしれませんし、ファミリーシップ制度を導入することによってお子さんも自分の子どもとして行政の中では認めていただけるということで、認められるだけでなく例えば安平町の場合どうかかわからないですが、公営住宅に入れるとか保育園も入れるとか税証明など、さまざまな行政サービスを受けられる可能性も増えてきますし。その点含め少数だから切り捨てるのではなく、どんな方も幸せに暮らせる安平町として業務量多くて大変っていうこともあるかと思うのですが、そこら辺含め若い職員の方たちからの声をお聞きいただいて、子どもたちからも声をお聞きいただいて進めていただければと思います、その点について伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 三浦議員のおっしゃるとおりでして、パートナーシップ制度のいい特徴をしっかりと踏まえつつ、安平町のような小規模自治体で抱える課題にもしっかりと注視しつつ、その上でどのような導入の在り方が望ましいか引き続き調査研究を進めていきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひ少数の方々を切り捨てない優しい町安平町を目指して進めていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で三浦恵美子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

（米川議員 三浦議員の一般質問の途中で離席）

- ◎ 日程第2 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第1号 乃至
日程第7 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第6号

○議長（多田政拓君） 日程第2、令和7年度第6回安平町議会定例会認定第1号、令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、令和7年度第6回安平町議会定例会認定第6号、令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本件について決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

〔鳥越委員長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越委員長。

○7番（鳥越真由美君） 過日行われた決算審査特別委員会の結果をご報告します。配布されています資料、委員会審査報告書をご覧ください。

令和7年11月4日

安平町議会議長 多田 政拓 様

決算審査特別委員会

委員長 鳥越 真
由美

委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年第6回安平町議会定例会において、本委員会に付託された令和6年度安平町一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計決算の認定については、審査の結果次のとおり決定したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
認定第1号	令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべき ものと決定
認定第2号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべき ものと決定
認定第3号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべき ものと決定
認定第4号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべき ものと決定
認定第5号	令和6年度安平町水道事業会計決算の認定について	認定すべき ものと決定
認定第6号	令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定について	認定すべき ものと決定

はじめに審査の概要からご説明しますので、委員会審査報告書の裏面決算審査特別委員会審査の概要をご覧ください。

決算審査特別委員会審査の概要

1 審査事件

(1) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第1号

令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第2号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(3) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第3号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(4) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第4号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(5) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第5号

令和6年度安平町水道事業会計決算の認定について

(6) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第6号

令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定について

2 審査日時 令和7年10月30日(木)10時00分～16時59分

令和7年10月31日(金)10時00分～16時08分

3 場 所 安平町総合庁舎 議場

4 出席委員 鳥越委員長、米川副委員長、工藤委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員、梅森委員

5 委員外出席 多田議長

6 審査のため出席を求めた者

(1) 町事務部局

及川町長、田中副町長、岡総務担当課長、池田情報担当課長、木林企画財政課長、山口まちづくり担当課長、奥田税務戸籍担当課長、佐々木生活環境担当課長、森池産業振興担当課長、塩谷土木公園課長、伊藤施設担当課長、下出会計担当課長、阿部国保介護担当課長、小板橋健康福祉担当課長、佐々木下水道担当課長、谷村水道担当課長、村上総合支所長

(2) 教育委員会事務部局

井内教育長、佐々木学校教育担当次長、渡邊社会教育担当次長

(3) 農業委員会事務局

島田事務局長

(4) 監査委員

小川代表監査委員、小笠原監査委員

7 議会事務局 石塚事務局長、鈴木主幹

8 審査の経過

(1) 10月30日(木)

本委員会に付託された令和6年度一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計の決算審査のため委員会を開催し、開会后、会議録署名委員の指名及び審査方法について諮り、次のとおり決定しました。

- ① 会議録署名委員 1番 工藤 秀一 委員、7番 三浦 恵美子 委員
- ② 審査日程 10月30日、31日の2日間
- ③ 審査方法

一般会計及び特別会計、水道及び下水道事業会計について内容説明を受けたあと歳出・歳入の順に審査を行い、質疑の方法は、一般会計の歳出については事業費目の少ないものは款ごとに、事業費目の多い款についてはそれぞれページごとに質疑を行い、歳入はページごとに質疑を行うことに決定しました。特別会計及び水道・下水道事業会計は、いずれの会計もページごとの質疑とし、各会計とも最後に総括的質疑を受け討論を行ったあとに認定すべきものか否か採決することとしました。

なお、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書等の質疑は、関連するページ若しくは総括的質疑において行うこととしました。

④ 決 算 審 査

一般会計について副町長から説明を受けたあと、歳出1款 議会費から審査を行い、7款 商工費の途中で1日目の審査を終了しました。

(2) 10月31日(金)

前日に引き続き一般会計の歳出7款 商工費から審査を再開し、歳出の審査を終了したあと引き続き歳入の審査を行い、総括的質疑・討論のあと認定すべきものか否か採決を行いました。

その後、国民健康保険事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業の3事業特別会計と水道及び下水道事業会計について審査を行い、各会計ともに内容説明を受け質疑応答を行ったあとにそれぞれ認定すべきものか否か採決を行い付託事件の審査を終了し、最後に審査意見の取りまとめを行い2日間の日程をすべて終了し、委員会を閉会しました。

9 審査結果

本委員会に付託された令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について慎重に審査を行った結果、一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計の全てを認定すべきものと決定しましたのでご報告します。

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。ただいま決算審査特別委員長より、令和6年度各会計決算の認定については6件全て認定すべきものと決定したとの報告がありました。

お諮り致します。本件については議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で審査を行ったものでありますので、委員長報告に対する質疑・討論を省略し、直ちに会計ごとに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め採決を行います。

これから認定第1号 令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。本件について、委員長報告のとおり認定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第1号は認定と決定しました。

（米川議員 離席中により採決棄権）

次に認定第2号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第2号は認定と決定しました。

（米川議員 離席中により採決棄権）

次に認定第3号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第3号は認定と決定しました。

（米川議員 離席中により採決棄権）

次に認定第4号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

（三浦議員の一般質問で離席した米川議員 着席）

本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第4号は認定と決定しました。

次に認定第5号 令和6年度安平町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第5号は認定と決定しました。

次に認定第6号 令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定についてを採決致します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第6号は、委員長報告のとおり認定と決定しました。

◎ 日程第8 発委第1号

○議長（多田政拓君） 日程第8、発委第1号 安平町議会の個人情報の保護に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○**議会事務局長（石塚一哉君）** 発委第1号朗読

発委第1号

安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年安平町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月17日 提出

安平町議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項番号等を変更するため、本条例の制定について、提案するものである。

以上です。

○**議長（多田政拓君）** 次に本件の提案説明を求めます。議会改革調査特別委員会、梅森委員長。

〔梅森議会改革調査特別委員会委員長 挙手〕

○**議長（多田政拓君）** どうぞ。

○**議会改革調査特別委員会委員長（梅森敬仁君）** 11番梅森です。それでは発委第1号の提案説明をさせていただきます。本改正については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、同法を引用している本条例において発生する、いわゆる条ズレの解消のほか文言を整理するための一部改正を行うものです。

条文の朗読は省略しますが、条ズレについてはマイナンバー法第2条第8項にカード代替磁気的記録の定義が新設され、第8項が第9項に改正されたことにより本条例第2条第10項の規定に発生するもの。文言の整理は全国町

村議会議長会より示された改正案に沿って改正を行おうとするもので、内容はお手元に配布の新旧対照表のとおりです。

最後に附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上をもちまして提案説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号を裁決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって発委第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第1号 安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年安平町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を引き上げるため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略いたしまして、条例制定の趣旨及び改正条文の内容につきましてご説明いたします。配付しております資料をご参照ください。

はじめに、この条例につきましては令和2年度の公職選挙法の改正に伴い、町村議会議員選挙及び町村長の選挙における選挙運動費用の一部を選挙公営制度の対象としたことを受け、当町では令和4年4月に執行いたしました町議会議員選挙及び町長選挙より選挙公営を公費で実施しているところです。その後、令和5年3月には国会議員に係る選挙運動費用の公費負担限度額の引上げに伴う条例改正を一度行った経過がございます。

次に改正の趣旨です。最近の物価変動等に鑑み本年6月4日に施行された公職選挙法施行令の一部改正において選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に要する経費に関し限度額の引上げがあり、当町の町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動の公費負担額につきましても同様の改正を行うため、今回条例の一部改正を行うものであります。具体的には2の改正内容のとおり、選挙運動用のビラの作成に係る公費負担限度額について、1枚あたりの作成単価について現行の7円73銭から8円38銭に、また選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担のうち印刷費にかかる限度額について、1枚あたり現行の541円31銭を586円88銭にそれぞれ引き上げるものとなります。なお、実際の上限単価の計算方法は米印の部分に記載のとおりとなります。

最後に条例の施行期日については、既に公職選挙法施行令が施行済みとなっておりますので、公布の日からとなります。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第10、議案第2号 安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。

〔池田情報担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君） 議案第2号朗読

議案第2号

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安平町条例第27号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様書で定める住登外者宛名番号管理機能が総合行政システムに実装されることに伴い、所要の改正をする必要があるために提案するものである。

条文の朗読を省略いたしまして、条例制定の趣旨及び改正の内容についてご説明いたします。

はじめに条例制定の趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ではマイナンバーの独自利用を行う事務を条例で定める必要があるとされており、現在進めております地方公共団体情報システムの共通機能標準化に伴って実装される住登外者宛名番号管理機能を用いて住登外者宛名番号を付番また管理する事務が独自利用に該当するとの見解が示されたことから条例の一部を改正するものです。

続きまして条例改正の内容を説明いたしますので新旧対照表をご覧ください。14ページ別表第1の個人番号を利用できる事務として表中8の事務を9とし、9の前に8として町長が行う町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものによる住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを加え、9の次に10として教育委員会が行う住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを加えるものです。

次に15ページから24ページになりますが、別表第2の利用事務を処理するために利用することができる特定個人情報として、表中1から12の利用事務に住登外者宛名情報であって規則で定めるものを加え、12の次に13として教育委員会が行う学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるものに、住登外者宛名情報であって規則で定

めるもの及び14として教育委員会が行う就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定める事務に住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加えるものです。

次に24ページからの別表第3の特定個人情報を提供することができる場合として、表中2と3を1ずつ繰り下げ、3の前に2として町長が行う住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものに教育委員会が持つ住登外者宛名情報であって規則で定めるものを加え、4の次に5として教育委員会が行う住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものに町長の持つ住登外者宛名情報であって規則で定めるものを加えるものです。

最後に、この条例の施行期日は総合行政システムに実装される住登外者宛名番号管理機能が稼働する日からとするものです。

以上で説明を終わりますので、ご審議のうえご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を裁決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第3号 胆振東部消防組合理約の変更についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第3号朗読

議案第3号

胆振東部消防組合理約の変更について

胆振東部消防組合理約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

胆振東部消防組合の事務所の位置の移転に伴い、胆振東部消防組合理約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

次ページの規約の改正内容の朗読を省略いたしまして、規約の変更の概要についてご説明申し上げます。

はじめに胆振東部消防組合消防本部については、厚真町・安平町・むかわ町の3構成自治体の負担により令和8年2月15日までを工期として新庁舎を現在建設中です。同年3月29日に開所式を行ったのち年度替わりとなる4月1日より運用開始となります。

地方自治法第286条において一部事務組合の規約を変更しようとする時は関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、この協議については同法第290条の規定により、それぞれの関係地方公共団体の議会の議決を経なければならず、新庁舎への移転は胆振東部消防組合理約第4条の組合事務所の位置の変更となりますことから当該内容について議会の承認をいただこうとするものです。

2ページの条文及び3ページの新旧対照表にありますとおり事務所の位置を現庁舎の「厚真町錦町47番地の2」から新庁舎の「厚真町京町172番地の1」に変更し、その施行期日を令和8年4月1日とする内容となっています。

なお、先般9月議会において一部事務組合理約改正の案件があり、こちら

につきましては専決処分による議会への報告といたしましたが、議会の委任による長の専決処分事項の指定について定める専決処分事項が市町村加入や脱退・名称変更・数の増減に伴う規約の変更に限られており、今回は該当いたしませんので通常どおり議案として提案するものとなります。

以上、ご説明申し上げ、ご審議のうえご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を裁決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第4号 財産の交換についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔伊藤施設担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 議案第4号朗読

議案第4号

財産の交換について

次の財産の交換をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の交換をするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 交換に供する財産
 - (1) 種類 土地
 - (2) 所在地 安平町追分白樺2丁目203番地内
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 地積 8,983.13平方メートル
 - (5) 価格 27,578,000円

- 2 交換により取得する財産
 - (1) 種類 土地
 - (2) 所在地 安平町追分中央1番地29内
 - (3) 地目 鉄道用地
 - (4) 地積 4,838.28平方メートル
 - (5) 価格 27,578,000円

- 3 交換の相手方 住所 札幌市中央区北十一条西十五丁目1番1号
氏名 北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 綿貫 泰之

- 4 交換による理由 JRアパート解体跡地を取得するため

補足説明をさせていただきます。今回の土地交換は追分中央に建設されている北海道旅客鉄道株式会社が所有する社宅、通称JRアパート、こちらは当日配布資料の追加資料1にあります2棟の建替えについて、昨年10月にJR北海道様より社宅の建て替えについて現在のJRアパートの場所での建替えを行うのではなく別の土地に木造アパートを建設したいと町へ建替え敷地の相談がありました。建替え候補地としては追分駅より徒歩15分圏内と駅に近い土地、面積が約5000㎡程度を希望するとのことでありました。町としましてはJRアパートの建替えによる定住効果も見込まれ、広い土地を希望していることから町有地を候補地として選定することとし、駅に近く広い土地として当日配布資料の追加資料2にあります追分白樺2丁目203番地の土地、ここは胆振東部地震の際、仮設福祉住宅の建設を行った土地であります、ここを候補地として協議を進めることとしましたが、この土地はJR北海道様が当初希望していた面積より広い土地となります。現JRアパートの土地についてはアパートの建て替え後、JR北海道様によりアパートを解体し更地となることから、協議の結果、町としましても今後のまちづくりの新たな計画を検討出来る土地となるため、追分白樺2丁目203番地と追分中央1番地29の一部の土地の等価交換を行うことといたしました。

白樺2丁目203番地の敷地は9637.53㎡あり、現JRアパート敷地は4838.28㎡と面積に大きな差がございますが、土地鑑定調査を実施しJR敷地に見合う分の面積8983.13㎡を今回の議案のとおり財産の交換として上程させていただき、残りの654.40㎡、追加資料2に示している部分となります。ここについては今後JR北海道様に購入いただくこととなっております。

なお、今回の土地の交換に関するJR敷地及び町有地の分筆作業については原因者であるJR北海道様に全て行っていただいております。今後建設される新しいJRアパートは6棟40戸となり、現在のスケジュールですが、来年6月には6棟全て工事完了、各棟の完了に合わせ随時入居者の転居を行い、転居終了後、現JRアパートの解体を開始し、来年12月解体工事の完了予定とお聞きしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 只今説明を受けましたが、土地の算定についてご説明をいただきましたが、この算定資料が無い。これ非常に私ども等価交換だという話でお話を聞いていますが、実体的に価格帯がいくらであったからこそこの面積になったという、証明されるものは資料として添付されていません。価値観がどれだけ、どうなってこの面積になったかという資料等は無いと非常にわかりにくいというか、納得しにくい。

それと図面が添付されていますが、縮尺も付いています。しかしながら、どれだけの面積というかメーター数がどれだけで、どこからどこまでという縮尺が無い。これではあくまでもこの辺だよという部分しか見えてこないのです。図面としては上から見たからわかるという話ではなくて、この境界からどこまでといったような分筆の場所設定をしっかりと出してもらわないと、この図面で承認してくださいという話になると土地交換が同じ金額で、この面積で倍近い差が多分あるのだからこうしたんだろうと思うのですが、この表記、やっぱり算定基準になっているものがどうだという証拠書類というのは提示されるべきでないかと思うのですが。その辺についてすぐ出る形にはなるのでしょうか。

〔伊藤施設担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 只今のご質問は、まず等価交換に関するそれぞれの面積の単価の積算についてかなと考えています。資料の方は事務所の方にありますので後ほど提示させていただければと思っています。

ちなみに今回の交換にあたりましての1㎡当たりの単価になりますが、中央1番地の29で平米5700円、白樺2丁目203番地は3070円の形で評価をいただいています、そちらで算出させていただいています。

それと次に図面ですが、私どもも今回の議会に関してどのような図面がわかりやすいかなと思ひまして、一般的に皆さんが見てわかるのがこちらの方がわかるかなということで付けさせていただいたものです。高山議員がおっしゃいますように例えば偏重とか、そういうものはJRさんに今回、分筆はJRさんの方でお願いしていますので、その資料も私どもの事務所にありますので、それも合わせて後ほど議員の皆様にお配りする形で準備させていただければと思いますので、よろしいですか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 書類があるのであれば提出をしていただいで理解をしたいと思いますので、配布のほどよろしくお願ひします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 交換していただく町有地になるところの登記地目が鉄道用地になっていますけど、現況の地目と違いますが。これ土地利用について何か制約とかそういうものは無いのでしょうか。全部自由でよろしいのでしょうか。となるんだったら地目が鉄道用地でなくて普通の宅地に変更していただいた方がいいのではないかととも思いますけど、いかがですか。

[伊藤施設担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） こちらの中央1番地29については、もともと鉄道用地の中にJRアパートが建っていました。今回の交換に合わせて宅地の形にして先ほどの評価をいただいていますので、そちらでの違いになります。今回交換になりましたら宅地という形での交換になりますので、ご了承をお願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

続いて討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を裁決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第5号 令和7年度安平町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議題第5号朗読

議案第5号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第5号）について

令和7年度安平町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

生産振興対策事業経費の増額等により、令和7年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

議案第5号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,386千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ8,837,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和7年度安平町一般会計補正予算(第5号)について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では今補正の財源調整による財政調整基金繰入金の増額分8601万1000円の増額など、歳出では担い手確保・経営強化支援事業費助成金1024万3000円の増額などです。

それでは歳出から説明いたします。16ページをお開き下さい。

2款総務費1項1目一般管理費(1)表彰者等選考委員会運営経費及び(2)表彰等経費は執行残の整理で、(3)その他一般管理経費は支出の抑制に努めているものの町内生産軽種馬の活躍に伴う祝い花贈呈回数が増もあり、過去の実績に鑑み予算に不足が見込まれることから増額するものです。2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業は電気料金高騰による増。17ページ(2)電算機器等管理経費はOA機器等の修繕料で支出増により増額するもの。(3)国民年金システム管理経費は税制改正に伴う国民年金システムの改修に伴う負担金の計上です。3目出納管理費は北海道銀行追分支店の廃止に伴い追分地区の公共施設の売上金の入金先としていた夜間金庫が利用できなくなったため、新たに追分支所に入金機を設置するもので、10節は設置場所のコンセント増設などに係る費用、13節は入金機のリース料の計上、17節は別途必要になる入金機のレシートプリンタを購入するものです。7目財産管理費(1)庁舎管理経費12節施設管理業務委託料は、最低賃金の引上げに伴う単価見直しにより増額するもの。エアコン保守点検業務委託料は執行残の整理です。18ページ(2)町有施設管理経費10節光熱水費は電気料金高騰による増額で、修繕料は老朽施設及び街灯修繕数の増に伴う増額。12節は支障木伐採箇所が増に伴う増額。9目地方振興費は燃料費調整額及び再エネ賦課金の増に伴う電気料の増額です。10目企画費(1)地域公共交通対策事業7節は共通回数乗車券の購入者増によりポイント付与額が増額。18節地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金は早来エリアの利用者増によるもので、鉄道等利用促進活動費助成金は自治会や町内コミュニティ

の利用が増加したことにより増額するもの。(2) 地域おこし協力隊活用事業は決算見込みによる執行残の整理です。11目まちづくり推進費(1) 定住促進事業はおためし暮らしの住宅のカーテンの購入で、経年劣化によるものです。19ページ、15目財政調整基金費は配分金額が確定したため減額するもの。3項1目戸籍住民基本台帳費はマイナンバーカード在留カード等一体化のため中長期在留者居住地等記録端末機器を購入するものです。4項1目選挙管理経費(1) 選挙管理委員会運営経費は事業完了による執行残の減額で、20ページ(2) 事務局経費は参考図書加除代の増による増額です。21ページにまたがる3目参議院議員選挙費は、いずれも事業完了による執行残の減額です。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額です。22ページ、4目社会福祉施設費は追分社会福祉協議会の面談室及び男性用・女性用トイレのクロス張り替え修繕工事を行うため増額するもの。5目ぬくもりセンター施設費10節は支出見込みの修繕を含め、今後想定される不足分を増額するもの。12節は委託料に含んでいる電気料金及び燃料費が契約時の算定額を上回る見込みであることから増額するもので、14節は事業完了による執行残の減額です。23ページ8目重度心身しょうがい者医療費は、いずれも受診件数の増加などによる増額です。9目高齢者福祉費(1) 高齢者福祉施設保護措置事業費は1名分の措置費用に不足が生じるため増額するもの、(2) 北海道後期高齢者医療広域連合経費は令和6年度の負担金確定による増額で、(3) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金は保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額です。(4) 福祉灯油特別対策事業は在宅の低所得高齢者等の負担軽減策として物価高騰対策の現状も踏まえ、1世帯当たり1万円の助成を高齢者世帯732件、ひとり親世帯21件、しょうがい者世帯18件に対し申請率55%を見込んで計上するものです。10目高齢者福祉施設費(1) 高齢者施設管理運営経費10節は退去に伴う施設修繕の町負担見込み分と緊急的な修繕対応分の増額。11節は電気料金の不足が見込まれるため増額をするもの。24ページ12節及び14節・17節はいずれも執行残の整理で、(2) しのめ交流館管理経費は故障による冷暖房エアコン取り替え工事を行うもの。(3) 認知症グループホーム改修事業はグループホームさかえのエアコン設置を行うものです。11目介護支援費は介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金が増額するもので、2項3目子育て支援費はこども発達支援センターの療育専門教材を購入するものです。25ページ、2項4目認定こども園等運営経費は過年度償還金で説明欄に記載のとおり。5目児童手当費19節は延べ児童数312名の支給対象者の増により増額するものです。

4款衛生費1項1目地域保健費10節は、あびら追分クリニックの自動火災報知設備などの修繕料の計上で、17節は新たな申請による助成金の増額です。26ページ2目予防費(1) 予防接種事業18節は当初の見込みより接種者が増

加しているため増額するもの。22節は過年度償還金で、説明欄に記載のとおりです。3目母子保健費10節及び17節は明治安田生命保険相互会社からの指定寄付金を活用し乳幼児健診・離乳食講習会・二計測などの母子保健事業にかかる消耗品の購入や、乳幼児健診に係る身長計を購入します。19節はいずれも当初予算の見込みより増えたため増額するもの。22節は実績報告等に伴う過年度償還金で、内訳は説明欄に記載のとおりです。27ページにまたがる4目霊場費は早来斎場管理人の体調不良に伴う代替職員分の費用の計上ですが、補正予算時は体調不良でしたが12月13日に逝去された旨の報告がされました。謹んでお悔やみを申し上げます。3項1目水道費はスマートメーター受信機購入事業に伴うデジタル活用推進事業債の2次協議に伴う財源振替です。

5款労働費1項2目労働会館施設費10節は電気料金の増大により不足が見込まれるため増額するもの。28ページ12節は最低賃金の改定に伴い管理業務委託料を増額するものです。

6款農林水産業費1項3目農業施設管理経費は、あびら交流センターの利用者増加により予算不足が見込まれるために増額するもの。4目農業振興費(1)農業振興基金積立金は貸付実績により増額するもの。(2)生産振興対策事業経費は農作業設備等導入要望事業について配分割当てとなったため計上するもので、6目土地改良事業費は9月20日・21日の大雨による流量増加により追分旭の光起排水路のVトラフの一部が破損したことから、その修繕にかかる費用を計上するものです。29ページ、7目安平川地区国営土地改良事業費は、農事用高圧電気料の高騰及び畑地かんがい取水施設の整備により農業用水使用量が増えたことで揚水機稼働による電力使用量が増加したことに伴い電気料に不足が見込まれることから増額するもので、2項2目林業振興費はいずれも決算見込みにより減額するものです。

30ページにまたがる7款商工費1項1目商工業振興費(1)企業誘致推進事業経費は、お試しサテライトオフィスの電気料等の補正で、実績等から不足が見込まれることから増額。(2)にぎわい交流館管理経費はラピアの電気料金増大により不足が見込まれることから増額するもので、2目観光費は今後の菜の花観光に向けたオーバーツーリズム対策研究に係る謝礼の計上です。

8款土木費2項1目道路橋りょう総務費10節消耗品費は、夏期間の支出が多く冬期間の予算が不足するため増額するもの。修繕料は除雪グレーダのサイドブレーキ故障に伴う修繕料の補正です。31ページ、2目道路維持費は舗装修繕箇所が例年以上に多かったことにより増額するもの。3目道路新設改良費は遠浅酪農2号線改良舗装事業の地方債同意額に基づき財源振替を行うものです。4目橋りょう維持費は点検橋梁数及び点検方法の変更により増額するもので、3項1目河川維持費は河川の補修箇所が例年以上に多かったことにより増額するものです。32ページにまたがる4項2目公園費(1)鹿公

園管理経費は、火災の危険並びに効率化を図るため電気ストーブの利用を抑え灯油ストーブのみを使用することにしたため増額するもの。(2) 町内公園管理経費は電気料金の高騰による増額です。5項1目住宅管理費(1) 公営住宅管理経費はボイラーなど高額修繕が多いことなど今後不足が見込まれるため増額するもので、(2) 住宅・建築物耐震改修等事業は令和7年度の募集期間が終了となり申請が無かったことから減額するもので、2目住宅建設費は執行残の整理です。

33ページ、9款消防費1項2目災害対策費(1) 防災対策事務経費は、電気料金高騰による増。(2) 防災訓練事業経費は執行残の整理です。

34ページにまたがる10款教育費1項3目義務教育費は政府による電気・ガス価格変動緩和対策の終了、再生可能エネルギー発電促進賦課金の値上げ、エアコンの使用回数の増加により光熱水費の不足が見込まれるため増額するもの。4目教育振興費(1) 教育振興経費1節及び3節・4節・18節はICT機器関連専門員の退職に伴い早期に後任の職員を見つけることが困難なため減額し、12節でICT支援を委託とするため増額を行うものです。(2) 学校施設管理経費は事業内容の精査、再設計を行い増額するもの。(3) 教育魅力化推進事業は地域プロジェクトマネージャーの転居に伴う増額です。

35ページ、5目教員住宅管理費は長期空家になっていた職員住宅の利用に伴う修繕増や老朽化が進む機械設備修繕増に伴い予算の不足が見込まれるため増額。6目スクールバス管理費は政府における電気・ガス価格変動緩和対策の終了、再生可能エネルギー発電促進賦課金の値上げにより光熱水費の不足が見込まれるため増額するものです。5項3目公民館費10節光熱水費は昨年度設置した追分公民館のエアコンの本稼働により電気料の実績見込みで不足が生じるため増額するもの。修繕料は9月の補正後に大雨時の復旧対応等で新たに発覚した不具合に対応するため増額するもので、12節は最低賃金の改定に伴い管理業務委託料を増額するものです。36ページ、6項3目体育施設費は、ときわ球場使用料の増額補正に伴い財源振替を行うもの。4目学校給食費10節は食洗機の基盤交換などの修繕を行うもの。11節は電話料金の予算不足による増額。13節は下水道使用料の予算不足による増額。17節は電気フライヤー老朽破損による更新などを行うもので、5目スキー場管理費は安平山パークゴルフ場使用料の増額補正に伴い財源振替を行うものです。6目町民プール管理費及び37ページ8目野球場管理費は、いずれも執行残の整理です。

11款公債費1項1目元金は起債借入後10年経過の利率見直しに伴う減額で、38ページ2目利子は、利率見直し及び令和6年度借入利率確定による増額です。

12款給与費は、歳入補正に伴う財源振替です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。

10款国有提供施設所在市町村交付金は交付額決定によるものです。

14款分担金及び負担金 1 項 1 目民生費負担金は、養護老人ホームの要措置者に対する保護措置開始に伴う非措置者費用徴収によるものです。

9 ページ、15款使用料及び手数料 1 項 7 目土木使用料及び 8 目教育使用料はいずれも決算見込みによるものです。

10ページ、16款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節は歳出の補正に伴う国庫負担金の増額で、3 節は国民健康保険に対する保険基盤安定負担金の決算見込によるもの。2 項 1 目総務費国庫補助金は、対象事業費の増に伴う増額です。11ページ、2 目民生費国庫補助金は認知症グループホーム改修事業に対する補助金で、4 目土木費国庫補助金は住宅・建築物耐震改修等事業費の減額に伴うもの、3 項 1 目総務費委託金は中長期在留者居住地等記録端末機器購入等に対するものです。

12ページにまたがる17款道支出金 1 項 1 目民生費道負担金 1 節は国庫負担金と同様で歳出補正に伴うもの。3 節は国民健康保険及び後期高齢者医療に対する保険基盤安定負担金の決算見込によるもので、4 目農林水産業費道補助金は農作業設備等導入事業費に対し 2 分の 1 の補助となっています。5 目土木費道補助金は国庫補助金と同様で、住宅・建築物耐震改修等事業費の減額に伴うものです。

13ページ、18款財産収入 1 項 2 目利子及び配当金は配分金額が確定したため減額するものです。

19款寄付金 1 項 2 目指定寄付金は、明治安田生命保険相互会社より寄付を受けたもので説明欄に記載のとおりです。

14ページ、20款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、3 目まちづくり基金繰入金は充当事業の補正等によるものです。

15ページにまたがる22款諸収入 2 項 2 目農業振興資金貸付金元利収入は歳出と同様で貸付実績により増額するものです。

23款町債 1 項 1 目総務債は、地方債の二次要望によりそれぞれ増額するもの、3 目土木債及び 4 目教育債は令和 7 年度の同意額に基づき、それぞれ減額するものです。

次に繰越明許費及び地方債補正について説明しますので 4 ページをお開きください。

まず第 2 表繰越明許費については 8 款 2 項、追分市街 4 号線歩道整備事業 3817 万円は 9 月に発注し年度内の完成を予定していましたが、現場が急勾配のため凍結による転倒事故などが懸念されると建設協会より入札の延期について要望があり、雪解け後の来春着手を目指し繰越すものです。

次に第 3 表地方債補正は追加としてデジタルエデュケーション事業の限度額を 140 万円、スマートメーター受信機購入事業の限度額を 670 万円、小中学校 I C T 環境整備事業の限度額を 160 万円として、起債の方法・利率・償還の方法は記載のとおりです。5 ページ、変更として公共施設 L E D 化事業の限度額を 4820 万円から 5140 万円に、遠浅酪農 2 号線改良舗装事業の限度額を

9880万円から4900万円に、スクールバス更新事業の限度額を3130万円から2330万円に変更するもので、起債の方法・利率・償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4938万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3746万1000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。只今議案第5号の審議の途中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時2分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

ここで午前中の議案第4号の審議において担当課に追加資料の提出を求めていた件、施設担当課長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔伊藤施設担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） 先ほどの議案第4号の追加資料を、高山議員の質問に伴います追加資料を用意させていただきました。追加資料の3の1枚目、これは用地図になります。1枚目が白樺2丁目の現町有地になります。2枚目が中央1の29番地、こちらはJR構内の敷地になります。このうちの黒枠で線を引いています部分が3枚目の拡大図になります。こちらの土地と先ほどの白樺の土地を交換する形になります。

続きまして追加資料の4になります。こちらは鑑定書の抜粋になります。こちらは後ほどご覧になっていただければと思っています。以上で資料の追加の説明をさせていただきます。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） それでは引き続き議案第5号の審議を続けます。午前中の副町長の説明が終わりましたが、副町長より発言が求められていますのでこれを許します。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 誠に申し訳ありません。先ほど説明した中で歳入の12ページにまたがる17款道支出金4目の説明で、4目農林水産業費道補助金は農作業設備等導入事業費に対し2分の1の補助となっていますと説明しましたが正しくは3分の1補助で、歳入歳出同額となっていますが正しいものです。お詫びをもって発言を訂正させていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出16ページをお開きください。まず、16ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17、18ページで質疑はありませんか。

〔内藤議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 17ページの3目、先ほど夜間金庫という説明を受けたのですが、これに関して確か道の駅にも夜間金庫があるという説明が以前聞いたのですが、あるものを使うという対応は可能かどうかを伺います。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） あるものを使うというより、まず安平町の公共施設における部分ですので。観光協会の夜間金庫はD51ステーションでして。公共施設の部分、今まで追分支店の夜間金庫を使っていましたが、先ほど説明したとおり追分支店が移管することになって、早来支店に夜間金庫に行けばいいのですが、何しろ公金の扱いですので移動距離等を考えて追分支所に夜間金庫を設置し、公共施設の夜間の入金と距離の安全性の確保から追分支所に設置する形ですので。あるものを使うということではなくて、あくまでもこの公共施設に関するものと。D51ステーションにある観光協会とは別物になります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 18ページの10目企画費の18節負担金補助及び交付金（2）の地域おこし協力隊活用事業ですが。こちら当初見込みよりもマネジメントする対象が減ったためということで伺ったのですが、当初見込みをどのように今現在検証されているか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。
- まちづくり担当課長（山口崇君） こちらのズレについては、当初予算編成時は11月頃からまとめて予算を、1月ぐらいいまで資料としてまとめていくのですが、その時点では32名での見積もりをしていました。その後、各種議会等との調整もありまして4月段階では実質契約した人数が22名ということで10名減で契約を締結した形になっていまして、この10名分の減が今回の減額分の数字になっています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 当初見込んだよりもそこその人数が少なかったことに関して、どのように担当課としては検証して、今後どうしていかれるのかなどをお聞きしたかったのですが、いかがですか。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。
- まちづくり担当課長（山口崇君） 昨年の予算編成におきましては子どもにやさしいまちプロジェクトにおいて協力隊員を大幅に増やしていく計画で進んでいました。その後いろいろな協議を経まして、実際には当初予算、原課から要望ベースで上がってきた人数から4名を落として実際には採用していかない調整があったりとか。あと現時点では4月段階で見込まれた契約状況です。ですので現在でもまだ募集中の介護支え隊だったり地域安心協力隊、これは当初富門華様から要望があったのですが年度途中で取り下げるといふ動きのものもありまして、そうした観点で10名分のズレが出ている状況になっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） その減った要因を踏まえて今後どうしていくか。募集の人数が多かったのか、それとも必要だったのにそこまで集められなかったのか。教育関係は要望自体を落としたとのことだったのですが、その辺の整理をどうつけて今後どうしていくかという方向性を伺いたかったのですが、いかがですか。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 一つ前提としてご認識していただきたい部分が、どうしても予算編成期で数字を積み上げていく部分と4月1日時点で任用が準備できていくというところのズレがどうしても生じてしまうのが現実としてあります。

もう一つ、その後任用ができていない状況についてどのような分析かとのご質問かと思うのですが。この協力隊制度は安平町において若手とか必要な人材が不足している現状を鑑みまして難しいところの、安平町で求めきれない人材を町外に対して募集しているというチャレンジしているような任用体制でもありますので。この部分のズレについては継続しながら、様子を見ながら現場のニーズを踏まえ対応していくことが現実的な対応になっているという認識をしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 18ページの一番下、まちづくり推進費の定住促進事業ですが。お試し住宅のカーテンと伺ったのですが。これどこの地域にあるおお試し住宅なのか。今お試し住宅は何件あって、今年度はどれぐらい利用者がいたのか。そして移住につながった人がいたのか伺います。

〔山口まちづくり担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（山口崇君） 安平町でのお試し住宅は1戸となっていて、役場のすぐ近くの旧教育長住宅をお試し住宅で運用している状況です。利用実績は令和6年度の状況をご説明させていただきたいのですが、令和

6年度のお試し住宅の利用実績は16組52人の活用をしていただきまして、日数では200日を活用していただいている状況です。そのうち移住実績につながったのが4組と整理・認識しています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ19、20ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ21、22ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 24ページの2項3目子育て支援費の備品購入費の部分の療育専門用教材を購入されるということだったのですが、この療育に関わる対象者は何人ぐらいで購入の教材はどれぐらいの量を買うのか伺います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） まず人数からですが、現在17名のお子さんが通われています。これ追分・早来合わせてですが。

それで備品の関係ですが、正式な製品の名前で申し上げますとスペースホッパーと言いまして感覚統合訓練に使うもので、座りながら跳びはねて上下運動・左右運動・前後運動ができるといった器具となっています。それとセラピーマットと言って、クッション性とか弾力性がある衝撃を吸収するマットになります。それとスーパーホーミングと言って幼児向けの大型ブロックということで、想像力や体力を養う遊具といったものを整備しながら事業展開をしていきたいということで計上したものです。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） それぞれ1点ずつの購入の積み上げでこの163万5000円になるということによろしいですか。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。
- 健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） それぞれ機器については1台ずつ。マットも一式という形になりますが。あとスーパーホーミング、先ほど言った大型ブロックについても一式の金額の積算となっています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔箱崎議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 今、三浦議員と全く同じところで質問させていただきます。このような器具を購入して行って、これ初めての購入になるのか伺います。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。
- 健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 今回令和7年度、本年度から基本的な療育事業として体を動かすことを中心とした療育事業に展開していますので、それに付属する備品を今回初めて購入させていただくことになっています。

〔箱崎議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 今年度から子ども発達支援センターということでやってらっしゃると思うのですが。そこで今勤務されている職員の方も私も何度かお話をさせていただいたり逆に講義を受けているのですが、非常に理解ができるというか、わかりやすい講義をしていただいている方で、人的資源と言ったら本人に失礼かもしれませんが、そういうところは充実しているまではないでしょうけど、ある程度充実はしてきていると思うので、ぜひそういう人材が来てもらっているのを備品とかそういうものをもっと充実させてもらいたいというのが本人たちの意見を聞いてやっていただきたいのですが。

それも来年度の、令和8年度の予算にもある程度反映させていただきたいということがあるのですが。その背景には、この発達支援センターという発達に関するお子さんも増えているんじゃないかということと、あとは保護者の方もいろいろ情報が乱れ飛んで正しい情報が伝わらないで非常に不安に感じている方もいらっしゃると思います。また、小学校・中学校の先生たちも大学時代に単位として発達支援だったり療育の部分は習っていると思うのですが、習ったにしても単位を取っただけで専門的なことをやっているところから来ている小・中学校の先生ってほぼいないと思うのです。なのでそういう人材はなかなかいないと思いますので、そういうことをいかがお考えなのかお聞かせください。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 人材については箱崎議員おっしゃるとおり、そういうことで地域おこし協力隊も採用させていただきました。その専門性の高い地域おこし協力隊員を採用したことによって先ほど備品として購入させていただいたものは来年度、新年度に実施計画の中で上がってきたものなのですが、そこは少しでも早めてということで前倒しをして今回購入させていただくことになっていますので、来年度の予算ではなくそれを早めたということでご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今の同じところですが。備品を買って遊びかたがた体を動かすことをという目的なのですが、道具を買わなくても何かできることがあったのではないかなと。実を言うと私、ここに移住してくる前に浦河の乗馬療育を見学してきたことがあったのですが。本当に身体のしょうがい、よくこの状態で馬の背中に乗せるなど思うような、そういう状況を見てきたのですが、子どもはとても喜んでいましたね。高いところから見える景色が違うものですからすごい喜んでいましたし、それに小樽のしょうがい者施設を見学した時には私も心が震えるぐらい感動したのですが、しょうがいの程度はどれぐらいかのご説明は伺わなかったのですがガラス工芸、1200℃のガラス玉を吹いて花瓶を作っているのですよね。それを指導している先生も本当に勇気が要ることだと思うのですが、子どもも先生に従って訓練したその努力もすごいと思って。それがしっかりとお金をいただける、売れる製品を

作っているのですからね。しょうがい者、ここに来たら安平町ではこういう特徴的なしょうがい者支援事業があるみたいなものを考えていったらいかがかなと思って。子育て支援で健常者の方たちだけの教育に力を入れるのではなくて、そういう人たちの支援もできたらいいなと思うのですが。その辺の考え方はいかがですか。

[小板橋健康福祉担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） 今年度から、先ほど言いましたとおり体を動かすことを中心にということで事業展開させていただいていたのですが、6年度以前は例えば言語、発声の方とか普段の絵本読み聞かせだったり、しつけに関する部分もそうだったのですが、それを今年度から大きく事業展開をさせていただいて、理学療法士の方が地域おこし協力隊として来ていただいているのですが、あと会計年度職員1人の2名体制でやっていますが、その理学療法士の方のこれまでやってこられた経験を踏まえて子どもが元気に思い切り体を動かす、そういった事業展開ということで今やらせていただいています。その中で今までそういうことをやっていなかったものですから、新しく進めるにあたって足りない備品を今回揃えさせていただいたということで。今後においても、そういった事業展開でやっていきたいと考えています。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 新しい試みだということですが、いろんな体の状態とか親御さんの考え方もあるだろうと思いますが。これからも一つのことに固執せずにいろんな療育方法があるということを読んで、健常者だけではないお子さんも支援できる本当に子どもにやさしいまちづくりをと願っていますので以後も頑張ってください。質問にならなくて申し訳ありません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページで質疑はありませんか。

[内藤議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 25ページの衛生費の1目、負担金補助及び交付金で、この内容だったのですが、インターネット回線の更新という説明だったと思うのですが、これは他の病院にも皆さんやっていることなのか説明をお願いします。

〔小板橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） 医療機器等購入費助成金のところのご質問だったと思うのですが、こちらについては早来ファミリー歯科の方から申請が上がっていきまして。内藤議員おっしゃったようにインターネット回線の更新ということで、今各医療機関でインターネット回線でマイナンバーカードを使った保険証の取り扱いも変わってきていますので、そういったものの更新の費用に充てていただくことになっています。早来ファミリー歯科以外でもこういった設備を整えてやっただいている段階ですので、今回は今現在も使っていたのですが、なかなか回線の速度もあって今回更新したいということで申請を受けましたので、計上させていただいています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 26ページの上の負担金補助及び交付金の带状疱疹予防接種料の助成金ですが、接種者が増えたためと伺いましたけども。予防接種の方法が2種類あるって追分クリニックの張り紙で見て理解したのですが、町の場合はどちらを推奨して、金額はいくらで、この時点で何人接種したのか伺います。

〔小板橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） 带状疱疹ウイルスワクチンの関係です。米川議員おっしゃったとおりワクチン2種類ありまして、まず1つ目ですが、生ワクチンが一つあります。こちらについては約5年間有効性があるものでして、こちらについては50歳の年齢で約70%、70歳の年齢で約41%が効果が持続されると言われているワクチンとなります。この生ワクチンについては、渡邊医院でいくと6500円の費用がかかります。これワクチン1本あたりの値段です。追分クリニックでいくと8000円とちょっとで、医療機関によって金

額が変わっていますが一応こちらが単価となっています。

もう1つのワクチンは不活化ワクチンと言いますが、こちら10年間効果が認められているものとなっていて、50歳の年齢の方でいくと約97%の効果が認められているものです。70歳台にいくと約91%となっていて、こちらについては渡邊医院で2万5000円、追分クリニックでは2万2000円のワクチン1本あたりの経費がかかるというものです。

接種状況ですが、生ワクチンでいくと11月末現在ですが9名の方が接種をされています。不活化ワクチンは2回接種することになりますが、こちらについては170回分ということで1回目が100名受けています。2回目が70名ということで現在この状況に至っていますが、今後まだワクチン接種を希望される方が多いようですので、今回不足と見込まれる額を補正計上させていただいています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 30ページの7款1項2目観光費の観光事業経費の報償費の関係ですが、この事業を行うことによる費用対効果は、求めているものは何かということと、こちらは毎年継続して行われる事業なのか、この2点をお願いします。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 観光費の謝礼の関係ですが、次年度以降の菜の花観光に向けたオーバーツーリズム対策研究にかかる謝礼ですが、ひとまず実施計画、3年間の実施計画に載せているものなのですが、ただこの研究自体はできるだけ早く取り組みたいということで一部今年度に前倒しして実施させていただこうというものなのですが、具体的にこれどういうことかという

と、菜の花畑には私有地の侵入とか農業者からの通報事案など全体的な発生量は減少傾向にあるのですが、未だに一部根強く残っています。その対策を研究するために北海道運輸局の国際観光課という部署が今年度から新たにできまして、そちらからのご提案もあったのですが、そことNPO法人北海道行動デザインチームというのがあるのですが、そちらと連携して来場者とかに対して周知・伝達方法の改善を研究していきましょうということで、ひとまず周知用チラシと看板の改善に絞って検討を開始していくための謝礼になっています。

この周知伝達方法の改善ですが、行動経済学の手法の一つとしてナッジと呼ばれるものがあるのですが、これは人の心理を利用して自発的に望ましい選択をするように後押しをする仕組みと言われています。わかりやすい例で申し上げますと、例えばごみのポイ捨てを禁止する際に、ごみは必ずごみ箱に捨てましょうとかどうしても我々は言葉で全部書いてしまいがちですが、ポイ捨て禁止って書いてそこに大きな目を書くとか、あとはごみ箱の前に足跡をいくつか表示するといったことで人の心理に働きかけて望ましい行動を自発的にしていただくといった取り組みになります。菜の花のオーバーツーリズムに対してもこういった手法が取り入れられないかということで、今年度中から検討を開始したいということで取り組むものなのですが、商工観光課と観光協会だけではなくて、せっかくだいい研究ですので庁舎内の関係する部署にも声掛けをしまして、できるだけ多くの方にこういった機会を設けて受講していただきたいということで今回計上しています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今回はその看板などの啓発に使われるということですが、今後別な形で3年間いろいろ進めていかれるという認識でいいのかと、例えば庁舎内声掛けをされて使えそうな課はどここの課なのか、その点について伺います。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） どこの課というよりは職員は人事異動で動くので、ひとまず教育委員会とかには声掛けはしていますが、幅広い職員に参加していただければと思っています。ただ業務時間中に実施しますので、そこはそれぞれの皆さんの業務との兼ね合いもありますので、できる範囲内の参加となります。

あと向こう3年間実施していく予定ですが、2年目・3年目の中身について

てはNPO法人側ともいろいろ協議しながら進めていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 29ページの2目の林業振興費のなかの委託料、町有林管理経費の中の606万9000円。執行残ということでのお話の説明だったかと思うんですが。町有林。執行残、この数字が大きいというのは事業全体をしっかりとできた上でこの余力になってしまった形なのか、それともこれぐらい縮んで来たということは、やろうとしたけどすることができなかった部分があるのかどうかを伺います。

〔森池産業振興担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君） この予算の中には自ごしらえとか造林事業、下草、埋木調査、特殊自ごしらえ、野ネズミの殺鼠剤の散布、いろいろ入ったの金額だったのですが、その中で特殊自ごしらえという厚真町の本郷の町有林が安平町の町有林があります。そこは胆振東部地震で被災を受けた町有林の被害木整理として8.67haの被害木の整理を予定していたところですが、ところが現地の調査の結果、被害木の集積が意外と面積が少なくこの部分が4.38haに収まったと。実際には被害木の面積としては当初予算の面積、きれいになっているのですが、実際固まっている分が少なかったということで予算に比べて4.2ha減少したということでこの補正額になっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 32ページの2目公園費の鹿公園管理経費ですが、こちら冬も管理者がいらっしゃって利用されているのか、利用期間はどうなって

いるのか、業務内容含めどのような内容なのか伺います。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 鹿公園については公園管理全体と公園管理の中にキャンプ場の管理も含まれています。

管理については例年シルバー人材センターの方に契約をしながらやっていただいているのですが、公園ですので冬期間はやっていない形ですが、鹿公園に限っては動物がいると。鹿牧場があって、ここについては通年管理をしなければならぬので、毎日鹿に餌をやったり管理をしているということで冬期間も管理をしていることとなります。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ということは冬に鹿とかその他動物の餌をあげる業務が主なんでしょうか。それ以外は無いですということでしょうか。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 基本的には鹿牧場の管理ということで、管理人さんを置きながら一応管理棟みたいなものがありますので、そこでストーブを焚きながら冬期間暖まりながら餌をやったりということで、今現在鹿しかいないという、今までは鳥とかウサギとか居たんですけど今現在鹿だけになっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 34ページの4目教育振興費の委託料、サポート業務委託料ですが、こちらICT専門職の雇用が間に合わなくてとのことだったの

ですが、具体的にどのようなことを委託されるのか。役場庁舎内の人員だけではできない内容なのか、その点について伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 会計年度任用職員にかかる経費と委託料で副町長からもご説明あったと思いますが、会計年度任用職員についてはICT支援員ということで各種機器の設定、それから学校運営上・授業上それらの機器を使う上でのサポートも行っていただいていた。

この会計年度任用職員が健康上の理由で5月いっぱいまで退職されています。それらの設定とか学校に関わる支援で知識等をお持ちの方ということで探してはいたのですが、なかなか前任者と同等の方が見つからないということで。ただ学校運営上そういう支援も必要ということで、すでに12月ではあります。3学期から動けるように全道で学校に関わる支援をされている事業者が見つかりましたので、そちらに委託料として切り替えて何とか支援をしていきたいと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そちらの事業者の選定方法を含めどのようなものだったのか。そこしなくてなのか、それとも何社かあってなのか。あとはどういった会社か伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 難しいところだったのですが、お声掛けさせていただいたのは3社程度ですが、なかなかここまでの支援になると来られるのかどうか、または遠隔で対応できるかどうかというところも視野に入れながら検討させていただいたところ、かなり業者間で金額差が大きいものですから、3社の中でもかなり金額的にも抑えられた業者ということで現在のところは考えています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 入札とかそういう行為にあたるのか、詳しくないので

わからないのですがそういうことを行うのか、その辺について詳細に伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 委託業務ですので入札もしくは見積もり合わせというところではありますが、特殊な業務であることと、先ほどお話した3社からの価格等はいただいているのですが、そこに大きな価格差があるということで随意契約を見込んでいます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35、36ページで質疑はありませんか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 35ページの公民館費のなかでの修繕料に、早来公民館の裏側の法面の斜面が崩れた復旧をやったという話を伺いました。たまたま自分もその場所を見に行ったわけではないですが、たまたま工事現場見させていただいてどうしたのって話を聞いたら、雨降って土砂が崩れ落ちたと。この間できたばかりで外構工事も終わったはずだと私は思っていましたから。でも現場を見れば土留めされているわけでもなく、ただ土が斜面として残っているだけで。工事の関係で考えてみれば、あそこは雨が降れば必ず土砂があのままだったら落ち続ける。これは改善していかないとまた同じような現象があ現場では起きるだろうと。まして機材・器具がその壁側に設置されている空調かなんかの施設等があって、あの状態がまた続けば空調の施設自体も傷みかねない。設計上そういったところをしっかりとやっていかないと、今回たまたま止まったよと言っているけど現実的には土がただ固まっているだけで、法面に芝生を植えているわけでもなく裸のままですから。どう考えても修繕まだかかるといったことはもうちょっと考えていかないと、設計段階でこういったところもしっかり見ていかないとまずいのではないかと思います。ですが、どんな考えなのか伺います。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。

○社会教育担当次長（渡邊匡人君） 今回の修繕については、大雨災害に伴うもので今回対応させていただいたところです。議員ご指摘のとおり法面の斜度もきついところがありまして、今回そういった斜度を利用した雨水が流れて溝ができてしまったところを今回改修させていただきました。

改修部分についても土嚢というか上の方に今回一旦置かせていただきながら、その後の雨が降った時にはゼロとは言わないですが前回の災害に相当するぐらいの土砂崩れは無かったのかなと思っていますが、斜度が急なところは気になるところです。この後、自然的に草が生えてくるところまで待てるかどうかはあるのですが、もうちょっとやり方を含めて技術的な相談を建設課にもさせていただきながら、今後対応を含めて考えていかなければならないなという認識です。

もう1点指摘いただいたとおり、あそこはエアコンとか斜度から右側建物側は窓ガラスもありまして土砂が流れると大変危険ということも存じていますので、その辺を含めて今後改善できるように考えていきたいと思っています。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 窓もここでいかれたところは確かにあったんだろうなとこの説明の中であったのですが。結果的にあの場所は平面はもう少し無くてもいいんだと。もっと傾斜を緩やかにしない限りは、どんなに土嚢積もうが何しようがあのままの状態でいけばまた同じことが起きて被害額が増えていくだけだと思いますので、早急なる対応を考える必要性があると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ37、38ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず8ページの10款1項1目、国有提供施設所在市町村交付金。こちらは増額要因、主な要因を、どのような内容か伺います。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 国有提供施設所在市町村交付金の増額の要因ですが、こちらもともと米軍基地とか自衛隊基地が所在する市町村に交付されるものでして、総額の10分の7相当は建物または工作物の価格の合算額に按分し、10分の3相当は当該市町村の財政状況等を考慮し交付されるものです。

予算の算定にあたりましては過去3か年の平均で計上していましたが、それを超える額で今回交付決定をいただいたのですが、具体的に何が要因かは掴み兼ねるといえるか、計算も非常に煩雑なものですので具体的な要因については把握していません。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、こちらは毎年お金が動く可能性があるかと補填していくらです毎年みたいなものではないということでしょうか。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 補填されるものではありません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 次9ページでお願いします。15款使用料及び手数料の1項使用料7目土木使用料の公園使用料の部分の減額された要因がどのようなものが1点。

あと公園使用料。こちら増額補正されている部分の内訳と要因をお願いします。

[塩谷土木公園担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 鹿公園の使用料ですが、鹿公園キャンプ場の使用料収入が予算額を大きく下回ったということです。原因としては今年度の気象状況が非常に悪く、土日や連休に限って大雨や強風が発生してキャンセルが多く発生してしまったということになっています。

実績については事務報告をご参照願いたいのですが、ちなみに例えば5月の連休、5月3日の土曜日、連休初日ですが最大瞬間風速21.6mという強風が吹いていたと。7月19日も雨予想でキャンセルが大きく発生したと。それから9月13日土曜日、降水量32.5mm、最大瞬間風速21.8m。9月20日土曜日、降水量80.5mm、最大瞬間風速11.1mと、キャンプをやられる方については小雨程度だったら全然問題ないのですが、雨の量が多いとか風ですよ、風が10mを超えますとテントがかなり大きく揺れましてペグが抜けて危険な状態になることが起きますので、ここで大きくキャンセルが発生してしまったということです。

それから次の公園使用料ですが11万8000円増ということで、こちらについては大きくはここ3年ぐらい続けて行っているのですが、安平のアイドルフェスティバルというのがある、ここで今回は11万8000円のうち9万5000円の収入があったということです。来年も実施したい旨、相手方からはお話が今ある状態です。今年度は来場者がちなみに841名となっています。

[三浦議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目の部分は、本当に予測がつかなくてそういう要因だったということで納得しました。

2点目の部分ですが、こちら表示の仕方としてステージとかあるのはときわと追分と確か両方あって、両方の分の使用料が入っているのかどうか。入っているとしたら内訳あればありがたいと思うのですが、いかがですか。

[塩谷土木公園担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 一応公園使用料については主にときわ公園と鹿公園となっています。両方のステージが使われていて、そこで収入があるのですが、その内訳が。

大変申し訳ありません、内訳は後ほど調べてお答えさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 15ページの22款町債1項3目土木債の道路橋りょう債の遠浅酪農2号線改良舗装事業債。こちら実施しての執行残なのか、その他に要因があったのか、当初の積算はどうだったのか、その点伺います。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 遠浅酪農2号線の関係の改良舗装事業債、道路橋りょう債の減額は、配分額の調整によりまして同意額を、起債の方の減額をしたものです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では事業自体は、工事の費用自体は変わっていないくて、配分額が減ったことによるものという認識でいいのかどうか。詳しい内容わからないものですから、よろしくお願いします。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 大きくは前にも説明したのですが、事業の交付金の月の部分で内示額がかなり減ってしまったということが大きく影響していることとなります。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 事業自体は同じ、当初の予定と同じようにやれているのかどうかを聞きたかったのですが。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 当初の予定では工事をやるとか、実施設計をやるとか、用地買収をやるなどの事業計画ではあったのですが、内示額が減ることによって工事ができなくなってしまったとか、設計の部分についても部分的に設計ができなくなってしまったという内容になってしまうので、当初の計画に比べればその内容が変わってきてしまったということになります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、次に4ページをお開きください。

4、5ページにわたる第2表繰越明許費及び第3表地方債補正の変更について質疑ありませんか。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 確認させていただきます。第2表の繰越明許費ですが、これは9月発注予定でしたが来年3月までってなってます。これも本当は平成30年に事業を行うって言われてから7年以上経っていますけれども、本当にこれ実行できるのかどうか、改めて確認させてください。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 冒頭、今年の予算時に米川議員からご質問がありましてできるのかというお話があったのですが。その時私は今年度中に間違いなくやりますとはっきり言ってしまったものですから、この辺については大変申し訳ないと思っているのですが。

理由については冒頭、副町長の方から説明があったとおりののですが、入札9月22日予定していたのですが、建設協会の方から発注時期を延期してほしいという要請がありまして。理由については副町長説明のとおり縦断勾配が最大で14%ぐらいあって、かなり傾斜がきついということで、工事が冬期間に入ってしまうと路面凍結が発生して作業中に作業員が転倒するとか、あと重機関係がズレてしまってそれが作業員に当たるとか危険性がかなり大きくなってくるということで、ここについては入札を延期してほしいとなりまして、我々も熟慮した結果2月の入札にして契約繰越しということで2月の入札が終わった段階で一旦契約を結ぶ形で4月以降の工事にさせていただくような流れになってしまいました。

[米川議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今のところですが、先日12日広島の語り部の方のお話を伺いに行きましたら、高校生・中学生でも帰り、下り滑って腕組んでおうおうと言いながら転びそうになったのを支え合いながら通っていましたね。私も下に車を置いて登りも途中で休憩しなかったら登り切れない、帰りも高校生に助けてもらおうと思って高校生の後ろを必死になってついて下りたのですけどね。あれではやっぱり子どものことを考えてお母さん方が心配するのは無理ないと思いましたので。今、この後の日程を伺いましたけど間違いなく実行していただきたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

[小笠原議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この補正予算と直接リンクするものではありませんが、

今回の補正予算に出てくるのかなと思って質問していきたいと思うのですが。町民はこの間、物価高騰。とりわけ食料品を含めて値上げがあって総体的に利用量が減少され購入量が増えている現状になりつつある中で厳しい生活が強いられてくる状態が進んでいると訴えられている町民の皆さんがいました。そこで私は生活応援として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して町民一人あたりお米券を合わせて2万3000円の現金給付をすべきではないかと思っています。これにより町民のモチベーションが上がり、地域活動や自治会・町内会活動の活性化につながる可能性も出てくるのではないかと考えています。今年度内において、一般会計補正予算をもって実施する考えがあるのか伺います。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 新聞テレビ等で報道されています国の経済対策については11月21日に閣議決定をされまして、一昨日の16日に国の補正予算が可決しました。子ども一人あたり2万円の現金給付それから来年1月から3月までの電気ガス料金の補助、また地方自治体が柔軟に使える重点支援地方交付金などの事業が実施可能となっています。

市町村で使えるのは重点支援地方交付金として国から推奨メニューが示されています。生活者支援として5つのメニュー、それから事業者の支援として5つのメニューの合計10個のメニューが示されていますが、いずれも食料品、電気ガス水道など物価高騰に対する負担軽減に活用可能となっています。そのうちの食料品の物価高騰に対する支援については、ここは必須とされていて、具体的には米などの食料品の物価高騰の負担を軽減するためのプレミアム商品券・地域ポイント・お米券・食料品の現物給付などによる支援、これらの中で地域で考えて地域の実態に即したものを実施してくださいということになっています。

これらを踏まえて現時点においては、1点目ですが食料品の高騰対策のプレミアム商品券、時期的には3月から4月ぐらいに使えるイメージで検討しています。

それから2点目ですが食料品の高騰対策の給付金事業として非課税世帯とか高齢者・ひとり親などの世帯への現金給付、金額はまだ確定していませんので、そういったところへの現金給付を考えています。

それから3点目ですが福祉灯油の上乗せ。事業名は変わるかもしれませんが、考え方としては福祉灯油の方に上乗せすると。

それから4点目ですが給食費の食材費高騰分への充当と、給食費の2月・3月分の無償化を検討しています。

その他、電気代の高騰対策。それから繰越しが認められる場合については

令和8年度の事業において改めてまたプレミアム商品券の実施を考えてまいりたいということで、以上の事業をベースにして今後詳細を詰めて、これらに関する補正予算については1月21日ですが、臨時議会をできれば開催させていただきましてご審議を賜りたいと考えています。

なお、これらの事業を検討するにあたりまして全部を現金給付という考え方もありますが、全部現金給付すると町外に流れる部分も非常に大きくなるのかなという思いもありますし、全てをプレミアム商品券にすると今度それを購入できない方も出てくる可能性がありますので、商品券は商品券としてやって、先ほど言いました非課税世帯の方には現金給付で、それから福祉灯油の上乗せといったところで支援をしてまいりたいと考えています。

なお、安平町が使用できます重点支援地方交付金の総額ですが約1億2000万円ほどとなっています。ということで答弁になっていますよね。ということでございます。

〔小笠原議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 細かく分析しながら交付をしていきたいと、応援していきたいという気持ちは課長の方から言われたのですが。私はもっとシンプルに、簡単に分けた方がいいような気がして。非課税とかこうだとかではなくて、町の持ち出しも含めて町民一人あたり2万3000円と現金給付が一番良いだろうと思っていますし、国の考え方でも1世帯1万7300円が電気代1、2、3の電気料金とか例えば水道料金の中で、ある程度の方向性を出されていましたし、お米券について大臣の方は別にお米券ではなくても地方自治体が現金でも結構ですよということが予算委員会の中で答弁をされていますし、やっぱり今パッと来た時に細かく分かれるよりスポットもらった方が元気が湧くのではないかと思うので、そこら辺を含めて町民、受け側として一律というのは良いのか悪いのかっていろんな意見があると思いますが、子どもの居る家庭は0歳の方が居る方は2万円って決まっていますから。子どもの居ない家庭は当たらない、それは。だからそんな意味含めて、私たち町民は皆思っているのは現金でほしいと。使いやすいと思っていますので、ぜひ1月21日の臨時議会の中に予算計上をする時には現金で給付ということを入れて、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先々週ぐらいから国からの情報も事前に見通しながら第5・6・7案まで作って、全課からまず出してもらって、膨れたやつを削

りながら。やはり高額所得者というか所得がある程度あるのに一律というのも、財源が限られているわけですから。その中で現金給付も案の中にはありましたが、やはり先ほど申し上げたような、給食としてもそこは所得関係なく2月・3月無償化にすること。そして国が今4月から小学校の方の今日新聞では5200円と出ていましたが、そういったことも考えているので、そこに少し連動するような上積みの部分は我々独自でやっていましたから。福祉灯油も5000円なんですけど今回1万円と。ただ、これは名称が変わるかもしれませんが、さらに上乘せするというので、それも現金になりますから。現金給付もやるという形で広い方に、隅々それぞれの方に届くようにしていきたいという思いのなかからさまざま考えていますので。当然、現金給付も非常にありがたいところはあるのですが、商工会サイドからも毎年プレミアム商品券、コロナ禍でも非常に要望されて行ってきた。それは先ほど木林担当課長が申し上げたとおり町内でお金が流出しないということ、逆にプレミアム商品券によって手出しはしないとしないのですが、それで町内の商工業者にも大きな活力になるということで従来からやっている部分もありますので、そこら辺プレミアム率の中で、コロナ禍で一番評判が良かった率もあるのです。そこも視野に入れながら発行額は制約がありますが、それを今年度やりながら来年度にも見据えて、そこで申請率の関係が今までより高く設定しようと思っていますが、どれだけ申請率があるのかどうかも含めて余剰金が、国に返すのではなくてきちんと使い切れるように次年度にも繰り越しながら次のプレミアム商品券につなげていければ、またそこは上積みしながら、そこは所得に関係なく購入しようと思っている方は購入できるわけですので、現金給付の形にある種近い対象者になっていますので、当然ご意見は拝聴しますが、そういったことをさまざま今も考えながらやっていますので1月の際にはまたよろしくお願ひしたいと思っています。

〔小笠原議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 町長はじめ理事者側の皆さん方がいろいろ案を練りながらやっていることについてはご理解しますが。今回、重点支援地方交付金は令和5年度から始まっているんですね。そうすると来年もこれ続くと思うのですが、今回特に物価高で厳しくて物価対策と頭を付けてやっているものですから、そこをもう一回町長、町民はしつこいようですが何を求めたら現金ってなっているんですね。そこ辺りよろしくお願ひします。回答はさっき貰っていますから、思いとしてはそうですってことです。

〔及川町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど言い忘れたのがあってプレミアム商品券、今現在やっている有効期限も来年の1月14日までであることもあって、そこに重ならない形で、もう準備作業は進めていきながら1月21日の議会後2月とか、手続きが出てきますが3月から年度末と年度初めってお金が入り用になる時期に間に合うように、スケジュール的にも今年度と連動する形も視野に入れて考えています。先ほどその部分言い忘れたので補足させていただきます。

○議長（多田政拓君） ここで先ほど三浦議員の質問に対する答弁に土木公園担当課長の発言が求められていますので、これを許したいと思います。

〔塩谷土木公園担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君） 先ほどの三浦議員からご質問がありました使用料の関係について回答させていただきますが。内訳細かくなっちゃうのですが、富岡みずばしょう園で撮影会があって、これ1100円ほどいただいています。それからアイドルフェスについては先ほど言いました9万5400円、自動販売機の設置に関しては全部で6万5552円。あとは鹿公園のキャンプ場のところで、ワークショップになるんですがパラコードと言ってテントに張るロープがあるのですが、このパラコードを使って子ども向けにワークショップやりたいということで2回ほどやっています1543円。アイスクリームの出店もありました。これが3822円ということになっています。

○議長（多田政拓君） それでは総括的な質疑に戻ります。総括的な質疑は他にありませんか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 先ほど言い忘れてしまって申し訳ないのですが、35ページの公民館施設管理の中での修繕料があったのですが。先日、町民の方から体育館使用した時に壁が浮いていて危ない部分があったとのお話をいただきました。現実的には自分が見ていないので何とも言えないのですが、非常に危険ではないかということと、どんな原因で、どうしてこうなったのか。もし検証ができればしっかりやっていただかないと、いつ何時危険が及ぶかもしれませんので、それはもうやったのかどうかもちよっとわからないですが確認をしていただいてももらいたいということだけをお伝えしておきます。

〔渡邊社会教育担当次長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 社会教育担当次長。
- 社会教育担当次長（渡邊匡人君） 今ご質問いただいた内容については社会教育の方でも把握させていただいていまして、施工業者の方にもお伝えして、今原因とかの対応についてですが最終的な報告をまだいただいていませんが、今それらの対応をしていますことをまず報告だけさせていただければと思います。

- 議長（多田政拓君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第6号

- 議長（多田政拓君） 日程第14、議案第6号 令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第6号朗読

議案第6号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

一般会計繰入金の減額等により、令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第6号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,285千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ880,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。はじめに歳出のご説明をいたします。8ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費及び2項1目賦課徴収費は、標準化システム移行作業に伴う増額となります。

9ページにわたる2款保険給付費1項2目一般被保険者療養費は、補装具等の件数増に伴う増額となります。

10ページにわたる3款国民健康保険事業費納付金は、納付金の確定に伴う補正となります。

7款諸支出金1項3目償還金は、令和6年度特定健診実績に係る超過交付分の返還金となります。

11ページにわたる9款基金積立金1項1目基金積立金は、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

2款道支出金は歳出2款の増額に伴う補正となります。

6ページにわたる3款繰入金1項1目一般会計繰入金1節及び2節は国保基盤安定負担金の確定に伴う減額、3節未就学児均等割保険税繰入金及び6節財政安定化支援事業繰入金は実績確定等に伴う減額。8節産前産後保険税繰入金は実績に伴う増額となります。

7ページ、6款国庫支出金は子ども子育て支援事業に係るシステム改修及び標準化システム移行に係る補助金の補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ828万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8097万1000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出8ページをお開きください。8ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入の質疑を行います。

5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

○議会事務局長（石塚一哉君） 11ページ飛ばしています。

○議長（多田政拓君） 失礼しました。歳出11ページに戻ります。歳出11ページ

で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ5ページをお開きください。歳入の質疑を行います。5ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ6、7ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第7号

○議長(多田政拓君) 日程第15、議案第7号 安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

○議長(多田政拓君) 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第7号朗読

議案第7号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和7年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額等により、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第7号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,668千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明い

たします。はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

1款総務費は、財源振り替え。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入2款保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額です。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。

2款繰入金は保険基盤安定負担金の確定により減額するものです。

6ページにわたる3款諸収入は、子ども子育て支援金の交付内容の確定により国庫支出金へ科目を変更するため減額するものです。

5款国庫支出金は、子ども子育て支援金の交付内容の確定により増額補正いたします。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6429万9000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第8号

○議長（多田政拓君） 日程第16、議案第8号 令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 議案第8号朗読

議案第8号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費の増額等により、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第8号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,121,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。はじめに歳出からご説明します。8ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は介護報酬改定等のシステム改修に伴う補正となります。

9ページにわたる2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費及び3項その他諸費は、サービス利用者の増による補正となります。

5款予備費1項1目保険給付予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、歳出2款の増額に伴う補正となります。2項1目調整交付金は、歳出2款の増額に伴う補正となります。

6目事業費補助金は、歳出1款の増額に伴う補正となります。

6ページ、5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、歳出2款の増額に伴う補正。

6款道支出金1項1目介護給付費負担金は、歳出2款の増額に伴う補正となります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、歳出2款の増額に伴う補正となります。5目その他一般会計繰入金は、歳出1款の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2174万7000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑に入ります。
5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はあ
りませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定するこ
とにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のと
おり可決されました。

◎ 日程第17 議案第9号

○議長（多田政拓君） 日程第17、議案第9号 令和7年度安平町水道事業会計
補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君） 議案第9号朗読

議案第9号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）について

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

水道施設管理費の予算不足等により、令和7年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第9号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では収入の第1款水道事業収益は塵芥処理場給水施設の修理費補填分として34万1000円を増額し、収益的収入の総額を3億8510万6000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用は水道施設管理に係る修繕費等の追加により469万円を増額し、収益的支出の総額を3億8984万8000円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「82,151千円」を「82,120千円」に、減債積立金「19,487千円」を「19,456千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では次のページ支出の第1款資本的支出は企業債償還金の利率見直しにより3万1000円を減額し、資本的支出の合計を1億3000万円とするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第4条では職員手当2万4000円を追加し、補正後の職員給与費を3854万8000円とするものです。

それでは今回の補正予算について、4ページの令和7年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第4号により詳細を説明致します。

収益的収入1款水道事業収益2項4目雑収益は、塵芥処理場給水施設の設備が故障し、その修理費について塵芥処理場給水施設管理業務委託の契約額を変更し対応するもので34万1000円を増額補正するものとなります。

5ページの収益的支出1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費2節光熱水費は、電気料金の値上げ及び給水量の増加により浄水場ほか水道施設の運転に係る電気料金に不足が見込まれることから330万円を増額補正するものです。3節修繕費は配水管の漏水修繕や塵芥処理場給水施設の整備等を実施したことにより、今後水道施設の維持に係る修繕費の不足が見込まれることから127万6000円を増額補正するものです。6節委託料は水道法に基づいて行われます水道職員の大腸菌等の検便検査費用について、予算要求時の単価よりも増額となったことから不足する2000円を増額補正するものとなります。2目配水及び給水費2節職員手当等は、職員1名に係る寒冷地手当支給区分の変更により24千円増額補正するものとなります。3目総係費6節燃料費は公用車3台の燃料費を当初予算に計上していましたが、9月の線状降水帯の影響により北進浄水場の取水機能が失われた際、応急的に発電機を使用し復旧までの期間、給油が必要となったことから今後の燃料費の予算不足を見込み2万5000円増額補正するものとなります。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、起債利率の見直しによる利率償還額の確定により6万3000円増額補正を行うものとなります。

続きまして6ページの資本的支出、1款資本的支出2項1目企業債償還金

は起債利率の見直しによる元金償還額の確定により3万1000円を減額補正するものとなります。

なお、1ページから3ページにわたる令和7年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第4号につきましては、これまで説明いたしました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条資本的収入及び支出までを一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 議案第10号

○議長（多田政拓君） 日程第18、議案第10号 令和7年安平町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 下水道担当課長。
- 下水道担当課長（佐々木貴之君） 議案第10号朗読

議案第10号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）について

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

企業債償還金の貸付利率確定などにより、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明いたします。最初のページをご覧ください。

議案第10号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第1款下水道事業費用は企業債償還金の利率見直しにより93万6000円を増額し、収益的支出の総額を6億6102万5000円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足す

る額「20,430千円」を「20,446千円」に、減債積立金「8,080千円」を「8,096千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和7年12月17提出

安平町長 及 川 秀一郎

第3条では次のページ、支出の第1款資本的支出は企業債償還金の利率見直しにより1万6000円を増額し、資本的支出の合計を4億8867万円とするものです。

それでは今回の補正予算について、3ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算、事項別明細書第4号により詳細を説明します。

収益的支出、1款下水道事業費用2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、起債利率の見直しによる利子償還金額の確定により93万6000円を増額補正するものとなります。

続きまして2ページの資本的支出1款資本的支出2項1目企業債償還金は、起債利率の見直しなどによる元金償還額の確定により1万6000円を増額補正するものとなります。

なお、1ページから2ページにわたる令和7年度安平町下水道事業会計補正予算 実施計画第4号につきましては、これまで説明いたしました補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条資本的収入及び支出までを一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 意見案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第19、意見案第1号 最高裁判決に基づき生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(石塚一哉君) 意見案第1号朗読

意見案第1号

最高裁判決に基づき生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明に寄らせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

最高裁判決に基づき生活保護受給者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書(案)

2013年から2015年まで生活保護基準が大幅に引き下げられたことに対して、北海道内の生活保護受給者153名が基準引き下げ処分の取り消しを求め提訴するなど、全国29地裁で同種の訴訟が行われました。そして2025年6月27日、最高裁判所は厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又は濫用があり、違法であるとして引き下げ処分を取り消しました。

最高裁判決を受け、国には速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた全ての生活保護受給者が安心して生活できるよう被害回復措置を早急に講じることが強く求められています。

また、生活保護基準は就学援助などの諸制度とも連動しており、基準引き下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられます。影響の実態を把握し、必要な対応を図ることも重要です。

さらに被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払い事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定されます。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく国の責任において対応すべきです。

よって国においては最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望します。

記

1. 全面解決のために、国の責任において生活保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかに取ること。
2. 生活保護基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
3. 違法とされた保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月17日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

同僚議員の皆様、どうかご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから意見案第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 意見案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第20、意見案第2号 衆議院の定数削減に関する意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(石塚一哉君) 意見案第2号朗読

意見案第2号

衆議院の定数削減に関する意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせ

ていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

衆議院の定数削減に関する意見書(案)

政府は、自民党と日本維新の会が「身を切る改革」として連立合意に盛り込んだ衆議院議員の定数削減を進めようとしています。定数 465 議席のうち 1 割減を目標にしつつ、176 議席ある比例代表での削減が検討されています。

「国会議員の定数が多すぎる」ことを削減の理由にしていますが、日本の国会議員定数は 100 万人当たり 5.6 人と、経済協力開発機構(OECD)加盟国 38 か国中で 36 番目、G7 の中でも 2 番目に少ないのが現状です。

また、比例代表の定数を削減することは選挙制度をより小選挙区制に近づけるものになります。2024 年の総選挙の結果を見ると、289 小選挙区中 163 小選挙区で議席に結びつかない「死票」の割合が 50%以上となっています。比例定数の削減を行えば、より大政党が有利になる一方で、多様な民意が国会に届きにくくなります。

そもそも民主政治の土台である選挙制度は一部の党派だけで判断するのではなく、少数会派を含めた全ての党派が議論に参加して決めるべきものです。とりわけ衆議院では、各会派の代表者による「衆議院選挙制度に関する協議会」において、あるべき選挙制度を議論している最中でもあります。

報道機関からも「やみくもな定数削減は、『身を切る』改革ではなく『民意を切る』ことになりかねない」(朝日新聞)、「国会は国権の最高機関であり、国会議員は主権者である国民の代表だ。それを安易に減らせば有権者の声が国政に届きにくくなる」(読売新聞)、「比例代表を減らせば少数政党に不利で、こぼれる民意が出る」(日本経済新聞)など問題視する指摘がされています。

よって国会においては、衆議院の定数削減を強行することなく比例代表定数を確保し、民意を正確に反映する選挙制度構築へ向け小選挙区制の問題を含めた本格的議論を開始するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年12月17日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長

同僚議員の皆様、どうかご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

[箱崎議員 挙手]

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私は以下の理由で賛成しかねるという立場です。

まず1つ目ですが、今回1割の衆議院議員の数を減らすというのがいきなり出てきたように見えますが、これそもそも13年前の2012年11月に当時の首相と当時の野党第一党の党首が衆議院の数を減らそうと。それで党首がお互いに合意したというふうに記憶しています。ということで、まずこれが1つ目です。

2つ目については、ここの意見書にも書かれていますが、選挙制度改革の話だと思うんですね。となると衆議院議員の定数削減だけでなく、例え

ば1票の格差だったり、また比例代表制の欠点の1つと言われている比例でまた復活したりと、こういう諸問題をいろいろとこれからやろうと思うので、そこだけ、定数削減だけでなくそのパッケージのことで判断していかなければいけないのではないかと考えています。

3つ目でこれ最後になるのですが、まず国会議員の定数削減というのは議員の根幹の関わる問題だと思うので、国会議員が自ら判断してどのような形がいいのかを意見を出し合って決めていかなければいけないのではないかと考えます。我々町議会議員も定数削減の話は私が議員になる前にやられたと思うのですが、今回それも含めて議員報酬の話も議員自らが話し合って今回の残された日程では報酬の話はまとまらないだろうということで、次の議員になられる方たちに付託されることになりましたので、それと同じように我々も町議会議員といえども、やはり議員数とか報酬の話とかは議員自らがまず話し合っ、それを審議会にかけるとか、あとは国民、我々は町民の意見を聞くとか、その3つが整ってやられるべきだと思いますので、以下の3点で反対します。

○議長（多田政拓君） 只今箱崎議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔米川議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私は賛成の立場から意見を申し上げます。この三浦さんの説明の中にもありますように、世界中のなかでも国会議員の定数は100万人あたりの国会議員の人数が5.6人、またG7の中でも2番目に少ないという現状の中で、本当に民意が反映された国会運営ができるのかという国民の幸せにつながるような決定が下せることができるかということを考えて時に、ここはこの意見書どおりの考え方に沿って私は賛成をしたいと思います。皆さんよろしくお願ひします。

○議長（多田政拓君） それでは他に反対の方の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第2号、衆議院の定数削減に関する意見書（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。それではこれから意見案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

(賛成：米川、小笠原、鳥越、三浦、内藤、高山)

(反対：工藤、箱崎、梅森)

○議長(多田政拓君) 着席ください。

起立6名、多数です。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21

○議長(多田政拓君) 日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣について次の定例会までの間に急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案のうえ議長において派遣議員を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎ 日程第22～24

○議長(多田政拓君) 日程第22、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第23、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。令和7年第8回定例会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午後 2時55分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員
